

令和5年度実績評価書

(評価対象期間: 令和5年4月～令和6年3月)

令和6年8月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み 4
2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）. 4
3. 政策評価に関する有識者会議委員による意見 6

II 各施策の評価結果

基本政策	施策	施策目標	ページ
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	8
	2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	18
	3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	23
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適合金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	34
	2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	金融サービスの利用者の保護が図られること	42
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	54
	2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	66
	3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	78

(横断的施策)

施策	施策目標	ページ
1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大）を図ること	86
2 サステナブルファイナンスの推進	サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う	95
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること 金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること	103
4 その他の横断的施策	基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策-1」、「横断的施策-2」及び「横断的施策-3」に該当するものを除く）の実現により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大）を図ること	111

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策	施策目標	ページ
1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	金融庁のガバナンスの改善と政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上	119
2 検査・監督の質の向上	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと	127
3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	全ての職員の能力・素質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること	132

(巻末参考) 金融庁における政策評価への取組み

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（巻末参考）、実績評価については、平成13年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

令和5年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めています。

令和5年度金融庁政策評価実施計画においては、当該計画に基づいて策定されており、各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

①施策名

令和5年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

②施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標

令和5年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④目標設定の考え方・根拠

当該施策の目標設定の考え方・根拠（当該施策に関係する主な内閣の重要政策を含む）を説明しました。

⑤測定指標及び参考指標

設定した測定指標及び参考指標について、その進捗状況を説明しました。

⑥評価結果

○目標達成度合いの測定結果

令和5年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、5ページの「評価の判断基準」に基づき、S、A、B、C、Dの5段階で評価を行い、その判断根拠について説明を行いました。

○評価の判断基準

- S： 目標を超過して達成した場合
- A： 目標を達成した場合
- B： 相当程度進展があった場合
- C： 進展が大きくない場合
- D： 目標に向かっていない場合

○施策の分析

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている3つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

○今後の課題・次期目標等への反映の方向性

当期の評価を踏まえた、今後の課題、次期の施策及び測定指標を説明しました。

⑦主な事務事業の取組内容・評価

当該施策の達成すべき目標を実現するための取組内容とその評価を説明しました。

⑧施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

⑩政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑪担当部局名及び政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議委員による意見

政策評価に関する有識者会議委員からは、「政策評価に関する有識者会議」(令和6年6月4日)をはじめ、様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見は、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきました。

委員のご意見の中には、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

政策評価に関する有識者会議 委員

令和6年6月4日現在

内田 貴和	三井物産株式会社顧問
江川 雅子	学校法人成蹊学園学園長
岡崎 哲二	明治学院大学経済学部教授
中曾 宏	株式会社大和総研理事長
星 岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
本田 桂子	コロンビア大学国際関係公共政策大学院客員教授

〔 計 6名 〕

(敬称略・五十音順)

Ⅱ 各施策の評価結果

令和 5 年度 実績評価書

金融庁令 5(施策 I-1)

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策の概要	マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基に効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	<p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。</p> <p>また、世界的な物価上昇の影響が続いているほか、気候変動問題、デジタル化の進展、人口減少・少子高齢化、地政学的リスクの増大に加え、デジタルライゼーションの進展など、金融業界を巡る環境が大きく変化していることを踏まえ、金融機関は持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日） ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日） ・検査・監督基本方針(30 年 6 月 29 日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ・令和 5 事務年度証券モニタリング基本方針（5 年 8 月 1 日） ・2023 事務年度金融行政方針（5 年 8 月 29 日）

測定指標		
指標①	[主要] 「金融行政方針」に基づくプルーデンスの取組	【達成】
5 年度目標	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析	
5 年度実績	・経済、金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向等を適時に把握し、こうした動向等を踏まえた金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を行いました。	
指標②	[主要] 「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況	【達成】
5 年度目標	「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施	

5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「金融行政方針」に基づき、金融システムの安定性確保に向けたモニタリングを実施しました。また、4事務年度（4年7月～5年6月）に実施した結果を「金融行政方針」において公表しました。 	
指標③ [主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組		【達成】
5年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対する適時のヒアリングとデータ分析等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証を行い、金融機関との対話や業界団体との意見交換会等において高度化を促しました。 	
指標④ [主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）		【達成】
基準値	実績	
4年度	5年度	5年度
4年度各業態の比率 (別紙参照)	5年度各業態の比率 (別紙参照)	前年度水準を維持
指標⑤ グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督		【達成】
5年度目標	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 個々の金融機関のリスク管理態勢等を横断的に実態把握・検証する取組を強化し、信用リスクについて、事業再編資金などニーズの高い分野の融資慣行等について金融機関と対話しました。市場リスクについて、大手銀行グループに加えて、大手生命保険会社等の運用・調達方針についてタイムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響を分析するとともに、市場運用や外貨流動性に係るリスク管理態勢について金融機関と対話しました。 上記モニタリングを効果的に実施するため、日本銀行や海外金融当局等の関係当局と情報共有・意見交換を行いました。 グループ・グローバルのリスク管理の枠組みの有効性の確認といった金融機関のガバナンス等に係る対話をさらに進めました。 	
指標⑥ 国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組		【達成】
5年度目標	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 大きな市場変動等に際して、迅速な対応が図られるよう、各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク管理態勢、流動性リスク管理態勢、一部金融機関で増加が見られるLBOローン、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大 	

	口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等について、モニタリングを実施しました。	
指標⑦ 大手証券会社グループに対する適切な監督		【達成】
5年度目標	ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 顧客本位の業務運営に向けた取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促しました。 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行いました。 グローバルな業務展開をしている証券会社については、海外ビジネスにおける安定的な収益性の確保に向けた具体的な戦略・施策やその取組状況、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築状況に係るモニタリングを行いました。 	
指標⑧ 大手保険グループに対する適切な監督		【達成】
5年度目標	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 市場環境の変化や自然災害の頻発・激甚化等を見据え、監督カレッジ等を通じ海外当局とも情報共有・意見交換を行った上、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスの状況、各保険会社の資産運用やデジタル化の状況等についてモニタリングを実施しました。 	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>A（目標達成）</p> <p>【判断根拠】 金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析（測定指標①）しました。</p> <p>また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づくモニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワード・ルッキングに把握・分析する必要性は高まっています。また、金融行政方針に基づくモニタリングの実施（測定指標②）等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、信用秩序の維持につながるとともに国民経済の健全な発展の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。</p>

	<p>【効率性】 金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析することを通じて、効率的に金融システムのリスクの把握を行うことができました。また、モニタリング担当部局が緊密に連携し、リスクベースによるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。</p>
	<p>【有効性】 金融行政方針に基づくマクロプルーデンスの取組(測定指標①)により、集積した情報及び分析結果について、庁内に幅広く情報共有を実施致しました。こうした情報、分析を利用した、金融行政方針に基づくモニタリングの実施(測定指標②)等により、金融機関の抱えるリスクやその管理態勢、財務の健全性等についての実態把握・検証、それに基づく金融機関との対話を行いました。この結果、金融機関のリスク管理の高度化が促され、健全かつ適切な業務運営の確保(測定指標④)に資することができたと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となっていますが、グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めていく必要があります。</p> <p>また、金融機関の健全性を確保・維持するため、引き続き金融行政方針に基づき、業態横断的な対応に加え、以下の通り、業態ごとのビジネスモデルや当該ビジネスモデルに起因する課題に応じたモニタリングなどを行っていく必要があります。</p> <p>【大手銀行グループ等】 海外業務やグループ連携の強化・拡大等、戦略に応じたリスクの多様化・複雑化を踏まえた対応</p> <p>【新形態銀行】 各種リスクへの対応状況の継続的なモニタリングや、グループベースでの事業戦略やガバナンス等の確認</p> <p>【地域金融機関】 金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応</p> <p>【証券会社】 顧客本位の業務運営態勢に向けた取組コンプライアンス態勢や内部管理態勢の構築等</p> <p>【保険会社】 適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築</p>

	<p>【少額短期保険業者】 財務の健全性及び業務の適切性を確保するための態勢整備等</p> <p>【日本郵政グループ】 リスク管理態勢の強化や顧客本位の業務運営の定着、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等</p> <p>【施策】 金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワード・ルッキングに調査・分析を行い、金融システムの安定性の維持に向けた取組を引き続き進めてまいります。また、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視する必要があります。</p> <p>【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① マクロブルーデンスの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動向が金融機関の健全性や金融システムの安定性に与える影響について分析を行いました。また、それを踏まえつつ、各金融機関の信用・市場・流動性リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）や業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況について、モニタリングを行いました。こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた含めた効果的な金融モニタリングを行いました。 ・金融システムの状況について、日本銀行と実務者連絡会等を通じて意見交換を行い、マクロ健全性維持の観点からの規則（カウンター・シクリカル・バッファー等）についても、適切に運用しました。
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・内外経済や金融市場の動向を踏まえ、業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢についてモニタリングを行いました。 ・個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促しました。 ・先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに応じて、適切な外部専門家の登用に取り組みました。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組みました。 ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施しました。 <p>【大手銀行グループ】</p>

- ・信用リスクに関しては、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金等のニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、各行における必要な対応を促しました。また、市場・流動性リスクに関しては、各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促しました。日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促しました。政策保有株式については保有意義の検証や縮減計画の進捗等を確認しました。
- ・主要行等が国境や銀信証の業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行い、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促しました。その際、リスク管理の枠組みや、内部監査の高度化に向けた取組、IT・システム等の在り方について対話を行いました。

【新形態銀行】

- ・新形態銀行におけるAML／CFIT、システムリスク、流動性リスク等、各リスクへの対応状況について、継続的にモニタリングを行いました。
- ・銀行トップや親事業会社に対して、グループベースでの事業戦略や中長期的な成長戦略等の方向性を確認し、それらを実現する上でのガバナンスを含む経営の諸課題等について対話を行いました。

【地域金融機関】

- ・地域金融機関が自行の融資ポートフォリオを踏まえたよりの確な信用リスクの見積もりを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示を含めて、取組事例の把握・分析に努めました。

【証券会社】

- ・証券会社が市場のゲートキーパーとしての役割を果たし、金融仲介機能を十分に発揮することができるよう、顧客本位の業務運営に向けた取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促し、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行いました。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行いました。
- ・競争環境の変化を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの在り方について経営陣を含めて深度ある対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促しました。

【保険会社】

- ・中長期的な事業環境の変化を見据え、持続可能なビジネスモデルの構築に加え、保険会社の海外進出及び子会社の設立等が進む中、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を進めることが重要であり、これらの取組の着実な進展を、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促しました。
- ・金融市場の動向を踏まえ、保険会社のリスクや収益性についてフォワード・ルッキングな分析を行い、資産運用の状況を含めた財務の健全性に係るモニタリングを行いました。

- ・自然災害への対応については、各社の取組へのモニタリングを継続し、自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮していくため、損害保険会社に対して、統合的リスク管理（E R M）の高度化、顧客ニーズやリスク実態等を踏まえた補償内容・保険料率の見直し、防災・減災のサポート等に向けた対応を促しました。

【少額短期保険業者】

- ・少額短期保険業者については、財務局と連携し、監督指針の見直しを踏まえたモニタリングの高度化を進めました。さらに、少額短期保険業者に対し、財務の健全性や業務の適切性を確保するための態勢整備を促しました。

【日本郵政】

- ・日本郵政グループについては、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、顧客本位の業務運営の定着、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等に係る取組状況について対話を行いました。

【その他の業態】

- ・電子決済等代行業に係る登録審査を適切に行うとともに、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定を図りました。また、銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約について、概ねA P I方式に移行されてきてはいるものの、一部金融機関ではA P I方式への移行が未了であるため、引き続き、接続を巡る課題の特定とその解決に努めるとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握しました。
- ・投資運用業者について、運用の実態、運用の適切性、外部委託運用に対する運用管理態勢等についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応しました。また、投資法人よりも親会社等の利益を優先する誘因が強い経営体制や業務状況にある投資法人資産運用会社については、引き続き、利益相反管理態勢等についてより深度あるモニタリングを行うとともに、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応しました。
- ・店頭F X業者について、金利差等の影響により為替相場の変動が相応に生じていることから、引き続き、その決済リスク管理態勢についてモニタリングを行うとともに、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行いました。また、暗号資産等関連デリバティブ取引業者におけるビジネスモデルを適切に把握し、投資者保護の観点から、業務の適切性等についてモニタリングを行い、必要に応じて、リスク管理態勢や説明態勢等の強化を促しました。
- ・投資助言・代理業者について、インターネット・S N S等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析及び検証を進め、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行いました。
- ・第二種金融商品取引業者における取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる

業者に対しては必要な対応を行いました。また、貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について実態把握を継続しました。

- ・適格機関投資家等特例業務届出者における法令等遵守態勢の状況について引き続きモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行いました。
- ・信用格付業者における業務の適切性等のモニタリングを継続するとともに、監督カレッジ等を利用しながら海外当局との連携を深めました。
- ・金融商品仲介業者における投資家保護及び顧客本位の業務運営のための態勢整備の状況等について確認するとともに、収集した好事例も踏まえつつ、モニタリングを実施しました。また、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行いました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	396	298	262	218
		補正予算	70	118	78	-
		繰越等	▲103	▲62		
		合 計	363	354		
執行額 (百万円)		273	275			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和6年6月17日～7月17日）
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	<p>総合政策局</p> <p>国際室、リスク分析総括課、健全性基準室、検査監理官室、コンダクト企画室、マクロ・データ分析参事官室、電子決済等代行業室</p> <p>監督局</p> <p>総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、大手証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室、協同組織金融室、保険課、証券課</p> <p>証券取引等監視委員会事務局</p> <p>証券検査課</p>
-------	--

政策評価実施時期	令和6年6月
----------	--------

指標④[主要] 各業態の健全性指標 <自己資本比率、不良債権比率等>

【資料 1-1】 総自己資本比率等^{※1} (国際統一基準行)

		R5/3期	R6/3期
主要行等	総自己資本比率	14.9%	16.5%
	Tier1 比率	13.2%	14.8%
	普通株式等 Tier1 比率	11.8%	12.9%
地域銀行	総自己資本比率	13.9%	15.4%
	Tier1 比率	13.5%	15.0%
	普通株式等 Tier1 比率	13.5%	15.0%

(出所) 金融庁総合政策局マクロ・データ分析参事官室、監督局銀行第二課地域金融企画室調

【資料 1-2】 自己資本比率^{※1} (国内基準行)

	R5/3期	R6/3期
主要行等	11.3%	11.4%
地域銀行	9.9%	10.0%
信用金庫	12.6%	12.7%
信用組合	11.3%	11.4%

(出所) 金融庁総合政策局マクロ・データ分析参事官室、監督局銀行第二課地域金融企画室、協同組織金融室調

【資料 1-3】 自己資本規制比率 (証券会社^{※2})

	R5/3期	R6/3期
証券会社	350.7%	329.2%

(出所) 金融庁監督局証券課調

【資料 1-4】 単体ソルベンシー・マージン比率 (生命保険会社、損害保険会社)

	R5/3期	R6/3期
生命保険会社	943.1%	932.6%
損害保険会社	734.0%	750.4%

(出所) 金融庁監督局保険課調

※1 国際統一基準行は 25 年 3 月期よりバーゼル 3 の適用を開始 (段階実施ベース)

国際統一基準行：主要行等は 4 グループ、地域銀行は 10 行

国内基準行：主要行等は 3 グループ、地域銀行は 90 行

※2 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

【資料2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	R5/3期	R6/3期
主要行等	0.8%	0.9%
地域銀行	1.7%	1.7%
信用金庫	3.6%	【P】
信用組合	2.8%	【P】

（出所）金融庁総合政策局リスク分析総括課マクロ・データ分析参事官室、監督局銀行第二課地域金融企画室、協同組織金融室調

令和 5 年度 実績評価書

金融庁令 5(施策 I-2)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実
目標設定の考え方・根拠	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。</p> <p>【根拠】 預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針等</p>

測定指標	
指標①	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備 【達成】 </div>
5 年度目標	バーゼルⅢ関連告示等の整備及び告示に則った承認事項の審査等、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討
5 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 12 月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施について、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、残る告示改正等の制度整備を着実に進めました。また、バーゼルⅢの適用先について、新たに 43 先に対する承認を行い、既承認金融機関に対してもモニタリングを適切に実施しました。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」等の内容を踏まえ、新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況等を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めました。 ・信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努めました。

指標②	[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避		【達成】
	5年度目標	金融システムの混乱の回避	
	5年度実績	・期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。	
指標③	名寄せデータの精度		【達成】
	5年度目標	預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証	
	5年度実績	・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。	
参考指標			
指標①	各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>		
	5年度実績	【参照（施策I-1）】	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	<p>【判断根拠】 バーゼルⅢの国内実施に向け、関係者と十分な対話を行った上で改正告示・監督指針及びQ&Aを公表するとともに、バーゼルⅢの実施に伴う承認事項等について、審査・モニタリングを適切に実施、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しても、基準の最終化に向けた検討状況の公表や保険会社における態勢整備状況の確認を行うなど、国際的な議論を踏まえた国内制度の検討及び整備を進めることができたほか（測定指標①）、名寄せデータの精度の維持・向上を図る（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。</p> <p>ただし、施策の目標と照らし合わせてみると、引き続き、国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備やバーゼルⅢの実施に伴う承認事項等の審査・モニタリングが必要であること、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しては、7年度に導入することを念頭に置いた着実な検討など引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。</p>

施策の分析	<p>【必要性】 市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと（測定指標①）等は、金融システムの安定に資するものと考えています。</p>
	<p>【効率性】 関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。</p>
	<p>【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し（測定指標①）等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 金融システムの安定性を確保するため、引き続き、国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備やバーゼルⅢの実施に伴う承認事項等の審査・モニタリング、経済価値ベースのソルベンシー規制を7年度に導入することを念頭に置いた着実な検討等に取り組んでいく必要があります。</p>
	<p>【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。</p>
	<p>【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>

主な事務事業の取組内容・評価	
① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施について、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、残る告示改正等の制度整備を着実に進めました。また、バーゼルⅢの実施に伴う承認事項等について、審査・モニタリングを適切に実施しました。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver 2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」等の内容を踏まえ、新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況等を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めました。 ・信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き

続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努めました。

② 円滑な破綻処理のための態勢整備

- ・関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に資するための各種協議を行いました。
- ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。
(預金保険法第137条第6項に基づく検査実施件数)

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
元	0	0	0	0	0	0	0	0	7	13	10	1	7	13	10	1	31
2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	29	23	0	2	29	23	0	54
4	0	0	0	0	0	0	0	0	7	22	16	0	7	22	16	0	45
5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	15	15	0	6	15	15	0	36

(出所) 総合政策局調

(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手ベース。

施策の 予算額・執行額等	区分		3年度	4年度	5年度	6年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算		8	8	8	8
		補正予算		-	10	0	-
		繰越等		-	▲10		
		合計		8	8		
執行額(百万円)			-	-			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和6年6月17日~7月17日)
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況」(5年6月30日公表) <p>https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value_based_solvency/05_1.pdf</p>
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課、健全性基準室 監督局 監督調査室、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課
--------------	--

政策評価実施時期	令和6年6月
-----------------	--------

令和 5 年度 実績評価書

金融庁令 5(施策 I-3)

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
施策の概要	<p>コロナ後を見据え、金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、顧客本位の良質なサービス提供に必要な制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。</p>
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関を取り巻く環境が変化する中でも、金融機関においては、健全性を維持しつつ、金融仲介等の機能を十分に発揮していくことが求められる。特に地域金融機関においては、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが重要である。こうした観点から、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底を金融機関に促すとともに、金融機関の事業者支援能力向上の後押しや事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成を通じて、我が国経済の力強い回復を支え、その後の成長へと繋いでいく。 ・金融経済情勢や世界情勢を的確に把握するとともに、データ分析や金融機関との対話等を通じて、金融機関に対する深度あるモニタリングを実施していく。 <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023 事務年度金融行政方針（令和 5 年 8 月 29 日）等

測定指標		
指標①	[主要] 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進	【達成】
5 年度目標	資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等について、事業者の実情に応じた適切な支援を促進	
5 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方で、物価高騰や人手不足の影響等が見られる中、金融機関に対し、事業者への資金繰り支援にとどまらない、経営改善・事業再生支援等について、累次にわたる要請を行い、事業者の実情に応じた支援の徹底を促しました。 	
指標②	[主要] ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備	【達成】
5 年度目標	金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮に向けた取組の促進、ガバナンスと人的資本に着目した対話の実施	

5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の金融経済情勢、とりわけ我が国の金融政策・金利動向を注視するとともに、市況の変化や大口与信先の状況等が各行の期間収益や健全性に与える影響、各行の対応を把握し、必要な改善を早め早めに促しました。 ・大きな市場変動等に際して、迅速な対応が図られるよう、各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク管理態勢、流動性リスク管理態勢、一部金融機関で増加が見られるLBOローン、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等について、モニタリングを実施しました。 ・こうしたモニタリングに際しては、金融機関の抱える課題を踏まえつつ、必要に応じて検査や各種のデータ分析を活用しました。また、持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続することで、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促しました。 ・また、地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成の取組について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促しました。 	
指標③	金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」の認定をした金融機関に対する適切なフォローアップの実施	【達成】
5年度目標	金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合に、「経営強化計画」・「実施計画」を適切に審査し、同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」を認定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（5年9月、6年3月）。 ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した2金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（5年9月）。 ・金融機能強化法に基づく新型コロナウイルス感染症等に関する特例の活用に向けて提出された経営強化計画等を適切に審査し、2件の資本参加を決定しました（5年9月、6年2月）。 ・金融機能強化法に基づく資金交付制度の活用に向けて提出された実施計画を2件（5金融機関）認定・公表しました（5年5月） 	
指標④	経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進	【達成】
5年度目標	「経営者保証改革プログラム」（4年12月公表）の実行を推進	

5年度実績	<p>「経営者保証改革プログラム」(以下「プログラム」という)の実行推進のため、以下の対応を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラムの進捗状況として、民間金融機関の5年度上期の「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」を公表し、同割合は4年度の33.9%から、46.7%へと大幅に改善しました。また、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合と、有保証融資で適切な説明を行い、記録した割合の合計値(速報値)」についても公表しました(5年12月)。 金融機関の「経営者保証に関するガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況を確認しました。 「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等を踏まえ、不適切な事案等を業界との意見交換の場で還元し、一層の態勢整備を金融機関に要請しました。 			
指標⑤ 貸出態度判断D. I				【達成】
基準値		実績		目標値
5年3月	6年3月			6年3月
16	15			前年同期(5年3月)の水準を維持
参考指標				
指標① 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報<内容・件数>				
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付件数は、15件となっています(4年度:29件)。情報提供者等が金融機関側への申出内容等の提示に同意している情報を基に、事実確認等のヒアリングを実施しております。また、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の構築状況のほか、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。 			
指標② 法人向け規模別貸出残高				
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 6年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比5.7%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比5.5%の増加となっています。 			
指標③ 企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報<内容>				
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関による、金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域金融機関等をメインバンクとする中堅・中小規模企業約3万社に対してアンケート調査を実施し、回答のあった10,204社について、その分析結果を公表しました(5年6月)。調査結果を見ると、「メインバンクとなる金融機関が、経営課題等を聞いた上で、納得感のある分析結果等をフィードバックしてくれる」と考える企業が5割弱となりました。また、このうち8割超の企業が当該取引金融機関との取 			

	引継続を希望していたことから、企業の経営課題に耳を傾け、課題等について企業との間で共通理解の醸成を進めていくことが、金融機関の安定的な顧客基盤の確保にも寄与することが窺われる結果となりました。
--	--

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	<p>【判断根拠】 コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方で、物価高騰や人手不足の影響等が見られる中、金融機関に対し、事業者への資金繰り支援にとどまらない、経営改善・事業再生支援等について、累次にわたる要請を行い、事業者の実情に応じた支援の徹底を促しました（測定指標①）。</p> <p>地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援するとともに、ポストコロナを見据えた持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況など金融機関の抱える課題に応じて、モニタリングを実施しました。特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは、経営基盤の強化に向けた実効性のある方策の策定・実行を促すため、個別の対話を行いました。また、地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成の取組について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促しました。（測定指標②）。</p> <p>金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（5年9月、6年3月）。また、計画の実施期間が終了した2金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（5年9月）。さらに、金融機能強化法に基づく新型コロナウイルス感染症等に関する特例に係る経営強化計画等を適切に審査し、2件の資本参加を決定、金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る実施計画を2件認定・公表しました（測定指標③）。</p> <p>プログラムの実行を推進するため、プログラムの進捗状況として、民間金融機関の5年度上期の「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」等を公表し、同割合は4年度の33.9%から、46.7%へと大幅に改善しました。（測定指標④）。</p> <p>全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促して</p>

	<p>いく必要があることから、測定結果を「B」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 人口減少や高齢化の進展、情報技術の革新等により、金融業を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中においても、地域金融機関は、持続可能なビジネスモデルを構築し、地域において、適切なアドバイスやファイナンスの提供といった、金融仲介機能を十分に発揮し、地域企業の生産性の向上を図り、地域経済の発展に貢献していくことが求められています。地域金融機関が、地域において、こうした金融仲介機能を発揮していくために、規制緩和等により、環境整備を図っていくとともに、適切なモニタリング・対話を通じて、自主的な取組を促していくことが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や民間団体と連携して金融庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。</p> <p>【有効性】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた環境整備・金融モニタリング等の実施により、円滑かつ柔軟な信用供与を図った結果、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。</p> <p>また、金融機関と事業者の間の共通理解の醸成や本業支援の取組等については、相応の成果が上がっているもの（参考指標③）と考えています。</p> <p>加えて、地域金融機関の経営基盤強化に向けた環境整備は一定の進展があったと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方で、物価高騰や人手不足の影響等が見られる中、金融機関に対し、事業者への資金繰り支援にとどまらない、早期の経営改善・事業再生支援等を促すべく、必要な措置を実施していく必要があります。</p> <p>また、コロナ等による影響も踏まえ、地域金融機関における経営改革に向けた取組について、引き続き、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援していく必要があります。</p> <p>さらに、不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存せず、事業者の実態や将来性に着目した融資を推進するため、必要な制度整備を含め、引き続き取組を進めていく必要があります。</p> <p>引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促す必要があります。</p> <p>全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p> <p>【施策】 引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促す必要があ</p>

	<p>ります。</p> <p>【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
----------------	--

<p>① 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関への事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施等を通じて、事業者支援の具体的な取組状況を定性的・定量的の両面から確認し、支援を行う上での隘路や課題を把握しました。また、当該課題等を踏まえ、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を行いました。さらに、金融機関に対し、事業者への資金繰り支援にとどまらない、経営改善・事業再生支援等について、累次にわたる要請を行い、事業者の実情に応じた支援の徹底を促しました。 ・金融サービス利用者相談室で受け付けた相談（「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」等）のうち、相談者の同意を得られたものについては、金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求めました。 ・金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表しました。 ・財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」について、事業者支援に関する重点的なヒアリング等により把握した課題等を踏まえながら、経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、取組を発展させました。 ・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「事業再生ガイドライン」という。）の金融機関による積極的な活用に向けた取組を促すため、中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集を公表しました（5年10月）。 ・全国銀行協会等が事務局の研究会において、廃業手続の早期着手により、手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化するべく、「廃業時の『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という。）を改定しました（5年11月）。 ・基本的考え方の改定の背景等について、保証債務整理の整理に携わる弁護士に周知する観点から、日本弁護士連合会宛てに経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証ガイドライン」という。）に基づく保証債務整理の更なる浸透・周知に関する依頼文を発出しました（5年12月）。 ・早期相談の重要性等を経営者に広く周知するため、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理に関するパンフレットを作成・公表しました。また、パンフレットを事業者団体、裁判所、弁護士等に送付し周知しました（5年12月）。
-----------------------------------	---

- ・ 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理手続きを促進するため、「保証人の自己破産回避に向けた事例」を公表しました（6年1月）。
- ・ 全国銀行協会が事務局の研究会において、6年1月、事業再生ガイドラインを改定し、経営改善・事業再生支援に向けたより一段高い対応を促進するべく、中小企業者・金融機関等の役割を明確化するとともに、地方における事業再生の担い手を育成・拡充するべく、事業再生ガイドラインを活用した案件に關与する専門家（弁護士等）の補佐人の選定要件を緩和しました。（改定後の事業再生ガイドラインは6年4月から適用開始）
- ・ 「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備した大企業人材と地域企業を地域金融機関の仲介でつなぐプラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」を活用した地域企業に対する給付金の給付要件の拡充等を通じて、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形でのマッチングを推進しました。また、大企業人材向けの研修・ワークショップのコンテンツの充実及びSNS等を活用した周知・広報の強化により、登録人材の拡充に取り組みました。
- ・ 事業者支援ノウハウ共有サイトにおいて、効果的・効率的な事業者支援に関するノウハウの共有に向けた取組を継続して実施しました。また、各地域で開催されている意見交換会等に職員を講師として派遣するなど、継続して各地域における事業者支援の取組を後押ししました。
- ・ 地域金融機関が取引先の経営改善支援の必要性に応じた優先順位付けを行う際に活用し得るAIモデルについて、追加的なデータや分析手法を用いた更なる高度化の取組を進めました。また、一部の地域金融機関におけるAIモデルの実務適用の試行を通じて、適用に際しての課題やその解決策等を把握し、他の金融機関等での活用に資する普及策の検討を行いました。
- ・ 金融機関の現場職員が経験に関わらず円滑に事業者支援に着手できるよう、4年度に取りまとめた「業種別支援の着眼点」に、新たな業種の着眼点を追加し、公表しました。また、各地での「業種別支援の着眼点」を用いた勉強会等の開催を通じて、着眼点の普及促進に取り組みました。
- ・ 事業者の経営改善支援や事業再生支援等について、地域金融機関のビジネスモデルや地域金融機関職員個人のインセンティブとの整合性の観点から、地域金融機関や有識者へのヒアリング等を通じて、事業者支援をめぐる課題を調査・分析し、それを踏まえた事業者支援の促進策について検討を進めました。
- ・ デジタル化支援を含めた改正銀行法の活用に係る金融機関からの事前相談がある場合は、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを行い、迅速に対応しました。
- ・ 経営者保証ガイドラインの活用実績の公表を行うと共に、活用実績等の状況を確認するため、金融機関に対し、ヒアリングを行いました。
- ・ プログラムの実行推進のため、以下の対応を実施しました。

- ① 5年4月に改正した監督指針に基づき、金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数を把握
- 「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合と、有保証融資で適切な説明を行い、記録した割合の合計値（速報値）」（5年度上期）を公表（5年12月）。
- ② 金融機関における「経営者保証に関するガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等の把握
- 金融機関の「経営者保証に関するガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況を確認。
- ③ 「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声への対応
- 「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等を踏まえ、不適切な事案等を業界との意見交換の場で還元し、一層の態勢整備を金融機関に要請。
- ・不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、事業者の実態や将来性を的確に理解し、その特性に着目した融資が行われるよう、事業者の知的財産・無形資産を含む事業全体に対する担保制度（企業価値担保権）の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律案」を国会に提出しました（6年3月）。
 - ・成長に時間を要するスタートアップを念頭に、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するための要件緩和に向けた検討を行いました。

② ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備

- ・財務局とともに地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促しました。
- ・ガバナンスと人的資本に着目したアプローチを重点的に活用しながら、モニタリングを行いました。具体的には、地域銀行におけるガバナンスの発揮状況や人的投資・人材育成への取組状況について経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促進しました。その際、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認しました。
- ・独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行いました。
- ・「企業アンケート調査」について、地域金融機関の金融仲介機能の発揮に向け、アンケート項目の検討・見直しを行った上で、特に5年度は、金融機関が提供する融資以外のサービス（本業支援等）に関する調査項目を拡充し、調査を実施しました。
- ・国内外の金融経済情勢、とりわけ我が国の金融政策・金利動向を注視するとともに、市況の変化や大口与信先の状況等が各行の期間収益や健全性に与える影響、各行の対応を把握し、必要な改善を早め早めに促しました。
- ・大きな市場変動等に際して、迅速な対応が図られるよう、各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リ

スク管理態勢、流動性リスク管理態勢、一部金融機関で増加が見られるLBOローン、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等について、モニタリングを実施しました。

- ・こうしたモニタリングに際しては、金融機関の抱える課題を踏まえつつ、必要に応じて検査や各種のデータ分析を活用しました。また、持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続することで、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促しました。
- ・地域銀行や地域銀行グループが行うリスク性金融商品の販売に関し、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等の顧客本位の業務運営に関する論点に加え、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施しました。
- ・原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等がある中で、財務局とともに、協同組織金融機関において、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援など、事業者の実情に応じた支援が行われているか確認しました。また、政府の各種支援策等の一層の活用促進のため、関係省庁と連携した施策の周知、浸透を図りました。
- ・協同組織金融機関において、会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立することが重要です。このため、財務局とともに、それぞれの規模・特性や、地域の人口動向や他の金融機関の状況といった環境を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めるとともに、新規業務や中央機関のサポートの活用等を促しました。また、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進めました。さらに、引き続き、理事長のほか、営業店・人事部門等との対話を通じて、中長期的な観点を含めた人的投資や人材育成の取組も促しました。
- ・国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、財務局とともに、協同組織金融機関において、リスクテイクの状況に応じた適切な内部管理態勢を整備しているかなど、リスク管理態勢の状況等について信用リスク・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを通じて確認しました。また、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある協同組織金融機関に対しては、早期警戒制度の枠組み等に基づいて、先々を見据えた早め早めの取組を促しました。
- ・新規業務の許認可等に関して、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、協同組織金融機関による自主的な取組を後押ししました。
- ・中央機関については、対話を通じて、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、経営や業務のサポートといった役割の発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、様々な事業者支援施策の推進など、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤

- の強化に資する取組への支援を進めることを促しました。
- 金融機能強化法に基づく新型コロナウイルス感染症等に関する特例の活用に向けて2件の資本参加の申請を受け、提出された経営強化計画等について、金融仲介の取組方針・各種施策の実行性及び収益化の実現性の観点等から検証・評価を行い、資本参加を決定しました。また、同法に基づき、2件の「資金交付制度」の活用申請を受け、提出された実施計画について、同計画の実施による基盤的金融サービスの提供の維持に関する実現性等の観点から検証・評価を行い、認定・公表を行いました。
 - 金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。
 - 早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。また、当該金融機関の新しい経営健全化計画について、6年3月にその内容を公表しました。
 - 資本増強行による公的資金の返済について、適切かつ柔軟に対応しました。
 - 様々な地域の関係者から寄せられる相談に対して、地域の産学官金等の関係者とともに具体的な解決方法を一緒に考える場である「ダイアログ」等を通じて、地域の課題解決支援に取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	67	60	54	50
		補正予算	1,970	1,062	813	-
		繰越等	1,096	908		
		合 計	3,133	2,030		
執行額(百万円)		464	520			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和6年6月17日～7月17日）
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023 事務年度金融行政方針（5年8月29日公表） <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023 事務年度金融行政方針（5年8月29日公表） <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「経営強化計画」等の履行状況報告書（5年9月29日、6年3月22日公表） 経営健全化計画の履行状況報告書（5年6月20日、5年12月22日公表） 経営健全化計画の見直し（6年3月25日公表）
---------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・経営強化計画等（5年9月29日公表） ・実施計画（5年5月29日公表） ・じもとホールディングス（きらやか銀行）に対する資本参加の決定等（5年9月1日公表） ・プロクレアホールディングス（みちのく銀行）から200億円の公的資金返済（5年9月22日） ・高知銀行から150億円の公的資金返済（5年9月29日） ・SBI新生銀行から194億円の公的資金返済（6年2月9日） ・全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定（6年2月22日公表） <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（5年6月30日、5年12月26日公表） <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国企業短期経済観測調査」（第196回：5年4月3日公表）
--	---

担当部局名	<p>監督局</p> <p>監督調査室、地域金融支援室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室</p> <p>企画市場局</p> <p>信用制度参事官室</p>
-------	---

政策評価実施時期	令和6年6月
----------	--------

令和 5 年度 実績評価書

金融庁令 5(施策Ⅱ-1)

施策名	<p>利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>
施策の概要	<p>国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。</p>
達成すべき目標	<p>国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号） ・ 金融経済教育研究会報告書（25 年 4 月 30 日公表） ・ 消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定） ・ 金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表） ・ 金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表） ・ 消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定） ・ 未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定） ・ 高齢社会対策大綱（30 年 2 月 16 日閣議決定） ・ 未来投資戦略 2018—「S o c i e t y 5.0」 「データ駆動型社会」 への変革—（30 年 6 月 15 日閣議決定） ・ 「高齢社会における金融サービスのあり方」(中間的なとりまとめ) (30 年 7 月 3 日) ・ 認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日） ・ 金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—（2 年 8 月 5 日） ・ 資産所得倍増プラン（4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議） ・ 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 「顧客本位タスクフォース」 中間報告（4 年 12 月 9 日） ・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 5 年度改訂）（5 年 6 月 9 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（5 年

	6月16日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2023(5年6月16日閣議決定) ・2023事務年度金融行政方針(5年8月29日)
--	--

測定指標			
指標① [主要]国民の安定的な資産形成の促進に向けた取組状況			【達成】
5年度目標	①NISAの利便性向上等」に係る税制改正要望提出、②NISA制度の周知・広報活動の拡充		
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関変更に伴う通知書について、書面の交付・添付に代えて、電磁的方法により当該通知書に記載すべき事項の提供等ができる等のNISAの利便性向上等のための措置が取られることとなりました。 NISA特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し、分かりやすさを追求したガイドブック等の改訂、新しいNISAを含む安定的な資産形成を目的としたイベント・セミナーの開催等を実施しました。 		
指標② NISA口座の開設数			【未達成】
基準値	実績		目標値
4年度	5年度		9年度
1,801万口座	・2,124万口座		3,400万口座
指標③ [主要]官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を戦略的に実施する体制の整備			【未達成】
6年度目標	金融経済教育推進機構の設立		
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 第212回国会において成立した「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づき、「金融経済教育推進機構」を令和6年4月に設立し、同年8月に本格稼働させるべく、取組を進めました。 		
指標④ [主要]国全体として資産形成に必要な施策の推進			【達成】
5年度目標	安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に支援するための基本方針の策定		
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や地方公共団体・民間団体等と連携し、国全体として資産形成に必要な施策を推進するため、第212回国会において成立した「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づき、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を策定しました。 		
指標⑤ [主要]金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況			【達成】
5年度目標	金融事業者による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践		
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融事業者による顧客本位の業務運営の取組を「見える化」し、より良い取組を行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムを実現するた 		

	<p>め、同原則を採択し、原則の項目ごとに自らの取組方針等の記載内容との対応関係を明らかにしている金融事業者の一覧である「金融事業者リスト」と、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI」を金融庁ウェブサイトで公表しました（5年6月、9月、6年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要行及び地域銀行を中心に、各金融機関が公表している取組方針等と取組状況に乖離がないかどうかの実態把握を行うとともに、業務改善に資する対話を実施するなど、「見える化」の充実やリスク性金融商品の販売・管理態勢の強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました。 	
指標⑥ 利用者の利便を向上させるための取組状況		【達成】
5年度目標	①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等）、②後見制度支援預貯金等の導入状況調査の公表、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、④金融機関における旧姓名義による口座開設等への対応状況のフォローアップ	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（5年9月、10月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの取組の浸透・徹底を促しました。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促すとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表しました。 ・金融機関の外国人顧客対応にかかる留意事項・取組事例等を活用しながら、外国人の金融サービス利用の利便性向上に向けた金融機関の取組を促しました。加えて、金融機関へのモニタリングを通じて、在留期間の把握、帰国時の口座売買等の防止など、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する適切な顧客管理を促しました。 ・利用者の利便性向上の観点から、金融機関へのこれまでの調査結果を踏まえ、金融機関に対して旧姓名義による口座開設等に向けた適切な対応を促すための検討を行いました。 	
指標⑦ 資産運用立国の実現に向けた取組状況		【達成】
5年度目標	資産運用立国の実現に向けた各種施策の実践	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用立国の実現に向けて、5年12月、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下で「資産運用立国実現プラン」を策定しました。内閣官房・関係省庁をはじめとする関係者とも連携しつつ、資産運用立国の実現に向けた取組を進めました。【参照（施策Ⅲ-1）】 	
参考指標		
指標①	「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した上で、取組方針や取組状況等を策定・公表し、「金融事業者リスト」に掲載された金融事業者数	

5年度実績	・6年2月に公表した「金融事業者リスト（報告期限：5年12月末）」に掲載されている金融事業者数は、1,168者
指標② つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数	
5年度実績	・つみたてNISAの口座数は、972万8,707口座 一般NISAの口座数は、1,139万9,355口座 ジュニアNISAの口座数は、123万8,943口座

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 NISAの利便性向上等のための措置が取られることとなったほか、新しいNISAの制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促しました（測定指標①）。</p> <p>関係省庁や地方公共団体・民間団体等と連携し、国全体として資産形成に必要な施策を推進するため、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を策定しました（測定指標④）。</p> <p>「金融事業者リスト」と、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI」を金融庁ウェブサイトで公表しました。また、「見える化」の充実やリスク性金融商品の販売・管理態勢の強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました（測定指標⑤）。</p> <p>さらに、障がい者や高齢者、外国人等の利便性の向上に向けて、上記実績に記載のとおり、それぞれ着実に取組を進めました（測定指標⑥）。</p> <p>また、内閣官房・関係省庁をはじめとする関係者とも連携しつつ、資産運用立国の実現に向けた取組を進めました。【参照（施策Ⅲ-1）】（測定指標⑦）</p> <p>上記の結果のとおり、測定指標②及び③を除くすべての測定指標において目標を達成することができましたが、資産所得倍増プランの実現等に向けて、引き続き取り組むべき課題があることから評価結果を「B」としました。</p>
	<p>【必要性】 国民の安定的な資産形成を促進することや、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、金融サービスが適切になされるための環境整備が必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 業界団体との意見交換会やアンケート調査結果等を活用した実態把握や新たな施策の検討等を行うことにより、効率的な取組を進めることが出来たと考えています。</p>
施策の分析	

	<p>【有効性】 家計の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境や、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境の整備は、目標の達成に有効な施策であると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 資産所得倍増プランに基づき、NISAの積極的な周知・広報活動、金融事業者における「顧客本位の業務運営」の確立・定着につながる施策について引き続き議論等を行っていきます。</p> <p>【施策】 国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き、顧客本位の業務運営の確立・定着や長期・積立・分散投資の推進等に取り組んでいく必要があります。また、利用者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を受けられるよう、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく必要があります。</p> <p>【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 国民の安定的な資産形成の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいNISA制度における非課税保有限度額の管理開始に向け、国税庁や金融機関におけるシステムの整備を進めました。また、デジタル技術の活用等による、NISAに係る手続の簡素化・合理化等を進めました。 ・新しいNISA制度の開始（6年1月）に伴い、制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促しました。このため、NISA特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し、分かりやすさを追求したガイドブック等の改訂、新しいNISAを含む安定的な資産形成を目的としたイベント・セミナーの開催等を実施しました。
<p>② 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体として、中立的立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を整備するため、第212回国会において成立した「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づき、「金融経済教育推進機構」を6年4月に設立し、同年8月に本格稼働させるべく、取組を進めました。 ・関係省庁や地方公共団体・民間団体等と連携し、国全体として資産形成に必要な施策を推進するため、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を策定しました（6年3月15日閣議決定）。

③ 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着

- ・第 212 回国会において成立した「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成 12 年法律第 101 号）の円滑な施行に向けて関連する政令・内閣府令の整備に向けた検討を行いました。また、顧客の最善の利益が確保されるよう金融機関に対するモニタリングや監督の在り方について検討を行いました。
金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、以下の取組を実施しました。
- ・「取組方針」等に関する報告に基づき、「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表しました。併せて、投資信託・外貨建保険の共通 K P I に関する報告についても、その計数をとりまとめ、分析結果を公表しました（5 年 6 月、9 月、6 年 2 月）。
- ・金融機関との対話を通じて「取組方針」等の質の向上を図るとともに、同方針等を通じて経営陣から営業現場までが顧客本位の考え方や認識を共有し、営業現場が「取組方針」に基づき実践しているかについてモニタリングを行いました。
- ・金融機関における顧客本位の業務運営の取組の一層の定着・底上げに向けて、仕組債や外貨建一時払保険を含むリスク性金融商品の販売・管理態勢等についてモニタリングを行いました。
- ・顧客の最善の利益を追求するなど、「資産所得倍増プラン」を後押しするような工夫ある取組等を通じて、将来を見据えた中長期的なリテールビジネス戦略を踏まえて、持続可能なビジネスモデルが構築できているかについて金融機関と対話を行いました。
- ・外貨建保険の販売等については、保険会社や金融機関代理店との対話やアンケート調査の実施等を通じて、特にアフターフォローの充実に関する取組など、苦情抑制に向けた更なる取組が図られているか等のフォローアップを行いました。

④ 顧客に寄り添った利用者サービス

- ・金融機関等に対するアンケート調査やヒアリングを実施し取組状況を把握した上で、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、①障がい者に配慮した施設等の整備、②研修等を通じた現場職員による対応の徹底、③電話リレーサービスを用いた連絡への対応、④窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知を促したほか、障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めました。
- ・障害者差別解消法の改正等に伴い、金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を改正し（令和 5 年 12 月）、業界団体に対し当該対応指針の改正内容について周知依頼文を发出

しました（令和6年3月）。

- ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促しました。認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体との対話を行い、更なる取組を支援しました。金融機関における更なる認知症サポーターの養成に向け、引き続き、認知症サポーターの普及啓発及び周知のためオレンジリングドレスアップの取組を実施しました。投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向け、業界と引き続き議論を行いました。
- ・外国人の口座開設等の金融サービス利用について、利便性の一層の向上が図られるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）」等に基づき、以下の取組を実施しました。
 - ✓ 金融機関及び受入れ企業等に対して、外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスにおける利便性向上及びマネーロンダリングや口座売買等の犯罪への関与防止等に係る周知活動を実施しました。
 - ✓ 「規制改革実施計画」（5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、いわゆるスタートアップビザを取得した外国人起業家による銀行口座開設に関する金融機関への要請等に関して、関係省庁による実態把握等も活用しつつ、引き続きフォローを実施しました。
 - ✓ 金融機関における在留期間管理等の対応等のマネロン対策等における適切な外国人顧客管理について、金融サービス提供の適切性・利便性向上に配慮した上で引き続き、関係省庁と共に検討を行いました。
- ・利用者の利便性向上の観点から、金融機関へのこれまでの調査結果を踏まえ、金融機関に対して旧姓名義による口座開設等に向けた適切な対応を促すための検討を行いました。

⑤ 資産運用立国の実現

- ・「成長と分配の好循環」を実現するため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国の実現に向けた取組を推進するとともに、国内外への積極的な情報発信を行いました。【参照（施策Ⅲ-1）】

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	39	29	29	16
		補正予算	—	525	1,103	—
		繰越等	—	▲510	414	96
合計		39	44	1,546		

	執行額（百万円）	18	18	1,408
--	----------	----	----	-------

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和6年6月17日～7月17日）
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・資産所得倍増プラン（4年11月28日決定） ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告（4年12月9日公表） ・資産運用立国実現プラン（5年12月13日公表） ・「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成12年法律第101号） ・「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（6年3月15日閣議決定）
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課、コンダクト監理官室 企画市場局 市場課 監督局 監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課
-------	---

政策評価実施時期	令和6年6月
----------	--------

令和 5 年度 実績評価書

金融庁令 5(施策Ⅱ-2)

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p>
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27 年 3 月 24 日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（29 年 3 月 30 日） ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定） ・2023 事務年度金融行政方針（5 年 8 月 29 日）

測定指標		
指標①	[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況	【達成】
5 年度目標	所要の政令・内閣府令等の整備等	
5 年度実績	<p>・電子決済手段等取引業等及び為替取引分析業の創設、高額電子移転可能型前払式支払手段に関する規制の整備などが盛り込まれた「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」及び関係政令・内閣府令等が、5 年 6 月より施行されました（改正法は 4 年 6 月公布、関係政令等は 5 年 5 月公布）。</p>	
指標②	[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備	【達成】

5年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
5年度実績	・4事務年度及び5事務年度の「金融行政方針」を踏まえ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、引き続き預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等のモニタリングやサイバーセキュリティ演習等を通じ、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに係る態勢整備状況を検証しました。	
指標③ [主要] 保険会社等における更なる態勢整備		【達成】
5年度目標	法令遵守、保険契約者の保護を徹底して求めていくとともに、必要に応じて監督指針等を改正し、監督上の着眼点の明確化を行いながら、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社の経営を取り巻く中長期的な環境やリスクの変化に直面する中、健全かつ持続可能なビジネスモデルを構築するために取り組むべき課題等について、各社と対話を行いました。 ・昨今の損害保険会社等における不適切事案について、立入検査等を行った結果、ガバナンスや法令等遵守態勢等に問題が認められたため、保険業法に基づく業務改善命令等を発出しました。 ・財務局と連携し、顧客本位の業務運営の更なる推進に向けた損害保険業界における取組を促しました。 ・生命保険協会と連携しつつ、営業職員管理態勢の高度化に向けたフォローアップを行いました。 ・公的保険制度を踏まえた保険募集の推進を行いました。 	
指標④ [主要] 日本郵政グループにおける更なる態勢整備		【達成】
5年度目標	顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
5年度実績	・新規業務・新商品のサービス提供を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行いました。	
指標⑤ [主要] 金融商品取引業者等における更なる態勢整備		【達成】
5年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
5年度実績	・「金融行政方針」を踏まえ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けモニタリングを行いました。	
指標⑥ [主要] 前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備		【達成】
5年度目標	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行うとともに、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備が図られるよう指導・監督を行う	

5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・前払式支払手段発行者については、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。 ・資金移動業者については、新しい種別の資金移動業の創設を踏まえ、既存の種別も含め、登録審査及び業務実施計画の認可審査について、引き続き、手続きの迅速化に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。 		
指標⑦ [主要] 無登録業者等に対する適切な対応		【達成】	
5年度目標	無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を行う		
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁において、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を33件実施しました。 ・証券取引等監視委員会において、無登録で外国社債を販売・勧誘する行為等が認められた1件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 ・金融庁による公表内容や詐欺的な投資勧誘等に関する注意喚起について、関係機関とも連携してX（旧Twitter）において情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を行いました。 		
指標⑧ 相談室相談員の研修受講状況		【達成】	
基準値	実績		目標値
4年度	5年度		5年度
5回	5回		5回
指標⑨ 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況		【達成】	
基準値	実績		目標値
4年度	5年度		5年度
2回	2回		2回
<ul style="list-style-type: none"> ・金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務実施状況及び、「指定紛争解決機関における相談者対応について」等をテーマとして、更なる改善点等について議論を行いました。 			
指標⑩ 多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況		【達成】	
5年度目標	多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う		
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット等の作成・配布、SNS・政府広報ラジオ等による広告、自治体広報誌への掲載等を実施しました。その結果、財務局及び地方自治体における5年の多重債務相談件数の合計は31,022件となりました。 		
指標⑪ 財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施		【達成】	

	5年度目標	各財務局において実施	
	5年度実績	・多重債務相談に有用な知識の習得のため、財務局において、ギャンブル等依存症の専門家等を講師とする研修を実施し、管内地方自治体の多重債務相談員等の相談体制強化をバックアップしました。	
指標⑫	ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況		【達成】
	5年度目標	連携強化に向けた取組を行う	
	5年度実績	・多重債務相談窓口が精神保健福祉センター等の専門機関と連携する際の留意点等を整理した対応マニュアルを、多重債務者相談強化キャンペーン実施時に多重債務相談員に対し周知し、その活用を促しました。	
指標⑬	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況		【達成】
	5年度目標	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う	
	5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・偽造キャッシュカードやインターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を金融庁ウェブサイトにおいて公表しました。 ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について金融庁ウェブサイトにおいて公表しました(6年2月)。 ・フィッシング詐欺による預金の不正引出しが急増していることを踏まえ、業界団体との意見交換会において、預金取扱金融機関に対し被害防止対策の検討・実施を要請するとともに、警察庁と連携し、不正送金の主な手口や注意点に関する注意喚起を行いました。 	
指標⑭	不正利用口座への対応状況		【達成】
	5年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施	
	5年度実績	・金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、金融機関において、5年度に329件の利用停止、128件の強制解約等の措置が行われたことを確認しました(4年度:利用停止696件、強制解約137件)。	
指標⑮	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況		【達成】
	5年度目標	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金について返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。	
	5年度実績	・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行いました。また、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促しました。これらの取組により、被害者の申請に基づ	

	く返金額について、5年度は約25億円となっています。
指標⑯ 暗号資産交換業者における態勢整備	
	【達成】
5年度目標	暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促す
5年度実績	・暗号資産交換業者については、暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施しました。また、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促しました。
参考指標	
指標① 各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等>	
5年度実績	・苦情処理手続受付件数7,846件、紛争解決手続受付件数1,281件(5年度) ・苦情処理手続受付件数7,277件、紛争解決手続受付件数1,143件(4年度)
指標② 無届募集等の件数	
5年度実績	・10件(4年度:8件)
指標③ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数	
5年度実績	・5年度に金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は、51,409件です(4年度の受付件数は、48,507件)。
指標④ 財務局及び地方自治体における多重債務相談件数	
5年度実績	・財務局及び地方自治体の5年の相談件数の合計は31,022件です。
指標⑤ 金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数	
5年度実績	・金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、5年度に495件の情報提供を行いました(4年度:875件)。
指標⑥ インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況<件数・金額>	
5年度実績	・各類型による被害発生状況は以下のとおりです(6年3月末時点)。 ①偽造キャッシュカード:13件、53百万円 (4年度:54件、44百万円) ②盗難キャッシュカード:8,504件、6,853百万円 (4年度:10,842件、8,422百万円) ③盗難通帳:13件、11百万円 (4年度:18件、15百万円) ④インターネットバンキング:6,635件、11,529百万円 (4年度:2,036件、2,867百万円)

	⑤連携サービス：426件、112百万円 (4年度：603件、86百万円)
指標⑦	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況<金額> ※預金保険機構公表資料
5年度実績	・約230億円(被害者への返金額(5年度末までの累計))(4年度末：約205億円)
指標⑧	特殊詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料
5年度実績	・5年の特殊詐欺の被害は、19,033件、約441.2億円(4年：17,570件、約370.8億円)。
指標⑨	無登録業者等に係る裁判所への申立て件数
5年度実績	・1件(4年度：2件)

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B (相当程度進展あり) 【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護の観点から、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けたモニタリング(測定指標⑤)や新規業務・新商品のサービス提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行う(測定指標④)など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めました。 そのほか、損害保険会社等にて発生した不適切事案について、保険業法に基づく業務改善命令等の発出の実施(測定指標③)、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施(測定指標⑦)を行うなど、多くの測定指標で目標を達成しました。 上記以外の測定指標についても、目標を達成したものの、今後も金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要があること、また、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を引き続き行っていく必要があることから、評価結果を「B」としました。
	【必要性】 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。
施策の分析	

	<p>【効率性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができます。</p>
	<p>【有効性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができます。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく必要があります。</p> <p>加えて、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を引き続き行っていく必要があります。</p> <p>また、保険業法に基づく業務改善命令に基づき各社が提出した業務改善計画について、着実かつ実効的に改善が進むよう、フォローアップを行う必要があります。また、昨今の不適切事案の実態把握を進めていく中で認められた課題について、有識者会議における議論を踏まえ、検討を行う必要があります。</p> <p>また、金融機関による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。</p>
	<p>【施策】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組を進めていきます。</p>
	<p>【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令等の整備を行いました。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行いました。 ・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営を促す観

点からの対話を重ねました。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努めました。

- ・預金取扱金融機関については、システム障害や不正利用等により利用者に影響を及ぼす事案の発生を踏まえ、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、適切な対応を促すことで、システムリスク管理態勢の強化を促しました。
- ・保険会社については、昨今の損害保険会社等における不適切事案について、立入検査等を行った結果、ガバナンスや法令等遵守態勢等に問題が認められたため、保険業法に基づく業務改善命令等を発出しました。加えて、財務局と連携し、顧客本位の業務運営の更なる推進に向けた損害保険業界における取組を促しました。また、生命保険協会と連携しつつ、営業職員管理態勢の高度化に向けたフォローアップを行いました。あわせて、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進を行いました。
- ・ゆうちょ銀行及びかんぽ生命については、新規業務・新商品のサービス提供を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行いました。
- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施しました。
- ・貸金業者については、財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業法等関連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリングを適切に実施するほか、成年年齢引下げを踏まえたモニタリングを行いました。
- ・資金移動業者については、引き続き、登録審査及び業務実施計画の認可審査における手続きの迅速化に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。また、前払式支払手段発行者については、5年6月の改正資金決済法の施行により、電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合には不正利用防止措置等が求められていることも踏まえ、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。一部の決済サービスは、国民生活のインフラへと成長しつつあることから、事業者及び必要に応じてその親会社等と対話を行い、全体のビジネスモデルを的確に把握するとともに、ビジネスモデルや国民の期待に応じたリスク管理態勢の整備を求めました。
- ・暗号資産交換業者については、暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施しました。また、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促しました。

② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対しては、問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行い、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携しました。また、無登録業者に対しては、速やかに照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行い、投資者に対しては、無登録業者や無登録業者との取引について、広く周知及び注意喚起を行いました。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行いました。また、無届けで募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行いました。
- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行いました。また、4年9月に導入した電話受付時間外での質問等への対応ができるサービス（AIチャットボット）の内容を見直し利用者の利便性の向上を図りました。さらに、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進しました。
- ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、指定機関の業務運営体制の深化及びオンラインの活用も含めた業務規程改定の認可などを行い、利用者利便に一層資する取組を促しました。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組みました。
- ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施しました。
- ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップしました。
- ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進めました。
- ・貸金業の利用者についての実態把握を行いました。
- ・多重債務者発生防止のため、関係機関との連携を強化し、コロナ後の動向を踏まえ各種の取組を進めました。特に、近年広がりを見せている様々な形態の取引（SNS個人間融資、偽装ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化・先払い買取現金化等）について、注意喚起等の取組を行いました。
- ・若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないように、コロナ後の動向も踏まえ業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況について重点的にモニタリングを行うとともに、SNS等を通じ、若年者を対象とした過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動

を行いました。

- ・警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図りました。
- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺の手口は年々巧妙化し、特殊詐欺被害は認知件数及び被害額共に依然として高水準で推移しています。こうした状況を踏まえ、各金融機関に対しては、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促しました。また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施しました。加えて、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認し、また、広報活動等を通じて、被害者への返金制度や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業について周知徹底しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	33	27	26	33
		補正予算	-	-	0	-
		繰越等	-	-		
		合 計	33	27		
執行額 (百万円)		24	23			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取 (令和6年6月17日～7月17日)
-----------------	-------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について (5年5月26日公表) ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に関するパブリックコメントの結果等について (5年5月26日公表) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ」 (4年8月31日公表) ・「2023 事務年度金融行政方針」 (5年8月29日公表) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2023 事務年度金融行政方針」 (5年8月29日公表) ・「2023年 保険モニタリングレポート」 (5年6月30日公表) <p>(https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230630-2/20230630.html)</p> <p>【測定指標⑤】</p>
---------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・「2023 事務年度金融行政方針」(5 年 8 月 29 日公表) 【測定指標⑥】 ・4 年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について(5 年 5 月 26 日公表) ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に関するパブリックコメントの結果等について(5 年 5 月 26 日公表) 【測定指標⑦】 ・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について (https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・裁判所への申立ての実施状況 (https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.html) 【測定指標⑨】 ・第 64 回金融トラブル連絡調整協議会資料(5 年 6 月 23 日公表) ・第 65 回金融トラブル連絡調整協議会資料(6 年 2 月 2 日公表) 【測定指標⑫】 ・改訂「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(4 年 3 月 25 日閣議決定) ・「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」(2 年 3 月 31 日公表) 【測定指標⑬】 ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」(6 年 6 月 25 日公表) (https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240625-2.html) ・「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(5 年 3 月末)について」(6 年 2 月 29 日公表) (https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240229/20240229.html) 【測定指標⑭】 ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」(6 年 5 月 24 日公表) (https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240524.html)
--	--

担当部局名	<p>監督局</p> <p>監督調査室、総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課</p> <p>企画市場局</p> <p>調査室、信用制度参事官室、企業開示課</p> <p>総合政策局</p> <p>リスク分析総括課、フィンテック参事官室、貸金業室、金融トラブル解決制度推進室</p> <p>証券取引等監視委員会事務局</p>
--------------	---

	証券検査課、開示検査課
--	-------------

政策評価実施時期	令和6年6月
----------	--------

令和 5 年度 実績評価書

金融庁令 5(施策Ⅲ-1)

施策名	世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
目標設定の考え方・根拠	<p>持続的な経済成長に向け、家計に眠る預貯金を投資へ繋げることで、成長の果実が資産所得として広く国民に還元され、国民の資産形成と更なる投資や消費に繋がる「成長と資産所得の好循環」を実現していく。</p> <p>そのために、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国の実現に向けた取組を推進するとともに、国内外への積極的な情報発信を行う。</p> <p>また、スタートアップの資金調達や、非上場株式の保有者の換金と新たな投資を円滑化するため、非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引活性化に向けた環境整備に取り組む。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成 28 年 12 月 22 日） ・「市場構造専門グループ報告書－令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて－」（令和元年 12 月 27 日） ・『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（2 年 3 月 24 日再改訂） ・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2 年 12 月 8 日閣議決定） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告（2 年 12 月 23 日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書（3 年 6 月 2 日） ・「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（3 年 6 月 11 日再改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（3 年 6 月 11 日改訂） ・コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（5 年 4 月 26 日）

	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告（3年6月18日） ・「経済財政運営と改革の基本方針2022について」（4年6月7日閣議決定） ・「規制改革実施計画」（4年6月7日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（4年6月7日閣議決定） ・「フォローアップ」（4年6月7日閣議決定） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（4年6月13日、4年12月27日） ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（4年6月17日改訂） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理（4年6月22日） ・「スタートアップ育成5か年計画」（4年11月28日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理（4年12月21日） ・女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）（5年6月13日） ・「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現」（5年6月16日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（5年6月16日閣議決定） ・「成長戦略等のフォローアップ」（5年6月16日閣議決定） ・2023事務年度金融行政方針（5年8月29日） ・金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告（5年12月25日）
--	--

測定指標	
指標①	【主要】コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況
	【達成】
5年度目標	<p>企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を踏まえた取組を進める。また、投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点から、非財務情報の開示の充実を図る</p>
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（5年4月公表）を踏まえ、収益性と成長性を意識した経営の促進、サステナビリティを意識した経営の促進、企業と投資家との建設的な対話の促進等の取組を進めました。 ・上記の取組の一環として、企業と投資家の建設的な対話の促進に向け

	<p>た大量保有報告制度の対象明確化や資本市場の透明性・公正性の確保を目的とする公開買付制度の対象取引の拡大等の措置を講ずる「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（6年3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業・株主間のガバナンスに関する合意、ローン契約と社債に付される財務上の特約などの「重要な契約」について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容の明確化を図るため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正しました（5年12月）。 ・改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2023」を公表しました（5年12月公表、6年3月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（6年3月）。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー等を実施しました。 	
指標②	<p>〔主要〕「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況</p>	【達成】
5年度目標	「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「拠点開設サポートオフィス」について、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、5年度は126件の相談を受け付け、業登録が16件完了しました（5年4月～6年3月）。 	
指標③	海外プロモーション活動等の取組状況	【達成】
5年度目標	国際金融センターの実現に向けた施策の情報発信を行う	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国際金融センターの特設ウェブサイトのコンテンツ拡充や海外主要メディアを活用した広報を実施しました。また、海外出張先における現地金融事業者との面会やイベントでの登壇、「Japan Weeks」を含むイベント開催等、積極的にプロモーション活動を実施しました。 ・内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を、関係事業者や投資家等と連携しつつ立ち上げることとし、そのための準備委員会を5年12月に設立しました。 	
指標④	市場機能強化に向けての施策の取組状況	【達成】
5年度目標	非上場株式のプライマリー市場の整備に向けた株式投資型クラウドファンディングの拡充や特定投資家私募制度の利用促進、少額募集の在り方に関する検討、セカンダリー市場の整備に向けた特定投資家向けの非上場株式等の私設取引システム（PTS）に係る認可要件の緩和に向けた検討など	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・非上場の特定投資家向け有価証券について、私設取引システム（PT 	

	<p>S)での取扱いを解禁する(政令改正:5年7月施行)等の環境整備を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規公開(IPO)プロセスにおいて上場日程の短縮が可能となるよう、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました(5年11月公布)。 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の下に「資産運用に関するタスクフォース」を設置し、資産運用会社の高度化(投資運用業の参入要件の緩和、新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)、金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンス等)及び成長資金の供給と運用対象の多様化(投資型クラウドファンディングにおける企業の発行総額上限の引上げ、投資家の投資上限の柔軟化やプロ投資家を対象とした非上場有価証券の仲介業務の参入要件の緩和、非上場有価証券のみを扱うPTS運營業務の参入要件の緩和等)などについて検討を進め、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書を公表しました(5年12月)。 ・当該報告書の提言を踏まえ、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました(6年3月)。 	
指標⑤	清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況	【達成】
5年度目標	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が示されている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行いました。 ・取引情報報告の拡充(6年4月)に向けて、報告項目の定義等について明確化を図るため、ガイドラインの一部を改正しました(5年11月)。 ・危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加(5年4月から6年3月の間に13回参加)し、外国清算機関の母国当局との連携を強化しました。 	
指標⑥	金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況	【達成】
5年度目標	特定金融指標であるTIBOR及びTORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関及びQUICKベンチマークスによる取組のフォローアップなど	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・TORFについて、頑健性・信頼性・透明性向上に向けたQUICKベンチマークスによる取組をフォローアップしました。TIBORについても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組をフォローアップしました。特に、ユーロ円TIBORについて、全銀協TIBOR運営機関が5年12月に公表した「ユーロ円TIBORを参照する商品の『新規取引の停止時期』」に関して寄せられ 	

	<p>たご意見」に示された、市中協議の中で最も多く寄せられた回答を踏まえ、6年12月末でユーロ円TIBORが恒久的に公表停止となる場合には、遅くとも6年6月末までにユーロ円TIBORを参照する商品の新規取引を停止することを推奨する旨のアナウンスを公表しました。また、6年3月、全銀協TIBOR運営機関が「ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議」の結果に基づき、6年12月末でのユーロ円TIBORの恒久的な公表停止を決定したことを踏まえ、市場参加者による時間軸を意識した適切な移行対応を促すアナウンスを公表しました。特定金融指標であるTIBOR及びTORFの欧州域内利用に関しては、将来の安定的な利用を確保するための方策について欧州委員会と協議を継続しました。</p>
参考指標	
指標①	指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況（東京証券取引所プライム市場）
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・指名委員会 87.5%（5年7月時点）（4年度 83.6%（4年7月時点）） ・報酬委員会 89.4%（5年7月時点）（4年度 85.5%（4年7月時点））
指標②	独立社外取締役を3分の1以上選任している企業数（東京証券取引所プライム市場）
5年度実績	・95.0%（5年7月時点）（4年度 92.1%（4年7月時点））
指標③	中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標・状況を開示している企業数（東京証券取引所プライム市場）
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・65%※（6年3月時点） ※具体的な取組等を検討中である旨を開示する企業を含む
指標④	スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数及び個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数 334 機関（6年3月時点）（4年度 323 機関（5年3月時点）） ・個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く） 132 機関（6年3月時点）（4年度 126 機関（5年3月時点））

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	<p>【判断根拠】 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（5年4月公表）を踏まえた取組を進めました。その一環として、企業と投資家の実効的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の見直しなどについて検討し、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（6年3月）。また、改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）において、有価証券報告書等にサ</p>

	<p>ステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえ、開示の充実を図る観点から、記述情報の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2023」を公表しました（5年12月公表、6年3月最終更新）。さらに、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（6年3月）（測定指標①）。</p> <p>国内外でのイベントの開催・登壇等を通じて、国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行いました（測定指標③）。</p> <p>市場機能強化に向けて、金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」において検討が行われ、5年12月に金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書が公表されました。当該報告書の提言を踏まえ、6年3月に「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（測定指標④）。</p> <p>市場インフラの安定性を確保するため、財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が示されている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行いました。また、取引情報報告の拡充に向けて、報告項目の定義等について明確化を図るため、5年11月にガイドラインの一部を改正しました（測定指標⑤）。</p> <p>特定金融指標であるT I B O R及びT O R Fの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協T I B O R運営機関及びQ U I C Kベンチマークスによる取組をフォローアップしました。特定金融指標であるT I B O R及びT O R Fの欧州域内利用に関しては、将来の安定的な利用を確保するための方策について欧州委員会と協議を継続しました。（測定指標⑥）。</p> <p>以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されるためには、成長資金供給の円滑化・市場機能強化に向けた所要の制度整備を進めること、また、清算機関・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性確保、市場利便性の向上を促進していくことが必要です。</p>

	<p>【有効性】 成長資金の円滑化に向けた法令・制度の整備や非上場株式のセカンダリー取引の円滑化に関する制度の見直し等は、多様な資金調達手段等の提供等を通じた我が国資本市場の一層の機能発揮に資するため、施策としての有効性が認められます。</p> <p>清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組は、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保に資するため、施策としての有効性が認められます。</p> <p>特定金融指標に係る施策のうち、頑健性の観点から6年12月末での恒久的な公表停止が決定されたユーロ円TIBORについて、同指標を参照する商品の新規取引停止推奨時期に係るアナウンス（5年12月）や市場参加者による時間軸を意識した適切な移行対応を促すアナウンス（6年3月）を行うなど、全銀協TIBOR運営機関によるTIBORの頑健性等向上に向けた着実な取組を効果的に促すことができました。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 これまでのコーポレートガバナンス改革に向けた取組のフォローアップを行い、引き続き、企業と投資家における改革に向けた取組の着実に実践を促すための施策を進める必要があります。</p> <p>また、利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の向上に向けて、投資家保護にも留意しつつ、スタートアップや事業の再構築等に資する成長資金供給のあり方について検討を進めてまいります。加えて、市場の国際競争力を高めるため、非上場有価証券を含む多様な金融商品が円滑・安定的に取引されていくよう、市場インフラ機能の向上について検討してまいります。</p> <p>【施策】 上記の課題等を踏まえ、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備に向けて、引き続き、測定指標①～⑥までに係る取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】 全ての施策について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組</p>	<p>・「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（5年4月公表）を踏まえ、①収益性と成長性を意識した経営の促進、②サステナビリティを意識した経営の促進、③企業と投資家との建設的な対話の促進等の取組を進めました。</p> <p>①に関連し、東京証券取引所より、5年3月に、PBR（株価純資産</p>

倍率)等の市場評価や、ROE(自己資本利益率)等の資本収益性を意識した経営の実現に向けた対応を要請。5年10月にも再周知を行い、6年1月より要請に基づき開示を行った企業の一覧を公表しました。

②に関連し、女性役員比率の向上に向け、「女性版骨太の方針2023」を踏まえ、東証の上場規程を改訂し、具体的な目標を盛り込みました(5年10月施行)。

③に関連し、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」において、企業と投資家の実効的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の見直しなどについて審議を行い、5年12月に報告書を公表しました。本報告書を踏まえ、企業と投資家の建設的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の対象明確化や資本市場の透明性・公正性の確保を目的とする公開買付制度の対象取引の拡大等の措置を講ずる「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました(6年3月)。

- ・有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえ、投資家からのニーズが高まっているサステナビリティに関する開示の充実を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集2023」を公表しました(5年12月公表、6年3月最終更新)。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました(6年3月)。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー等を実施しました。

② 国際金融センターの実現に向けた、新規参入支援の拡充等

- ・拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、英語でのワンストップ対応による業登録が16件完了しました(5年4月~6年3月の件数)。
- ・縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的とした支援事業を実施中であり、英語での業登録が10件完了しました(5年4月~6年3月の件数)。
- ・国際金融センターの特設ウェブサイトのコンテンツ拡充や海外主要メディアを活用した広報を実施しました。また、海外出張先における現地金融事業者との面会やイベントでの登壇、「Japan Weeks」を含むイベント開催等、積極的にプロモーション活動を実施しました。
- ・内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を、関係事業者や投資家等と連携しつつ立ち上げることとし、そのための準備委員会を5年12月に設立しました。

③ 市場の機能強化に向けた環境整備

- ・非上場の特定投資家向け有価証券について、私設取引システム(PTS)での取扱いを解禁する(政令改正:5年7月施行)等の環境整備を実施しました。

- ・新規公開（IPO）プロセスにおいて上場日程の短縮が可能となるよう、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました（5年11月公布）。
- ・内閣官房における資産運用立国に関する政策プランの検討と並行して、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の下に「資産運用に関するタスクフォース」を設置し、資産運用業の高度化や成長資金の供給と運用対象の多様化について検討を進め、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書を公表しました（5年12月）。
- ・当該報告書の提言を踏まえ、ミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化として、プロ投資家を対象とした非上場有価証券の仲介業務の参入要件の緩和や非上場有価証券のみを扱うPTS運営業務の参入要件の緩和等の措置を講ずる「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（6年3月）。
- ・当該報告書で提言され、資産運用立国実現プランの施策として盛り込まれた新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）について、金融機関との意見交換会（5年12月及び6年1月に開催）等を通じて、銀行や保険会社等の金融機関に対して新興運用業者を積極的に活用した運用を行うこと等を要請しました。
- ・東京証券取引所の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」にオブザーバー参加し、上場会社の企業価値向上に向けた施策の進捗状況やグロース市場の機能発揮等に係る議論を行い、必要な措置について検討を行いました。
- ・東京証券取引所における立会時間の延伸の決定（5年9月）に際し、東京証券取引所と関係者間の連携を適切にフォローしました。
- ・PTSの売買高上限の緩和等に係る論点の整理を踏まえ、必要な措置を検討しました。
- ・外務員の二重登録禁止規制等に関する銀証ファイアーウォール規制の在り方や必要とされる対応について検討を行うに当たって、顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況の把握を行いました。
- ・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けて、関係省庁・業界団体等と連携して、ヘルスケア事業者向けのオンラインセミナーを共同開催し、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。

④ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等

- ・財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が示されている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行いました。

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加（5年4月から6年3月の間に13回参加）し、外国清算機関の母国当局との連携を強化しました。 ・取引情報報告の拡充（6年4月）に向けて、報告項目の定義等について明確化を図るため、5年11月にガイドラインの一部を改正しました。
--	---

⑤ 金融指標の頑健性・透明性の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・TORFについて、頑健性・信頼性・透明性向上に向けたQUICKベンチマークスによる取組をフォローアップしました。TIBORについても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組を引き続きフォローアップしました。特に、ユーロ円TIBORについて、全銀協TIBOR運営機関が5年12月に公表した「ユーロ円TIBORを参照する商品の『新規取引の停止時期』に関して寄せられたご意見」に示された、市中協議の中で最も多く寄せられた回答を踏まえ、6年12月末でユーロ円TIBORが恒久的に公表停止となる場合には、遅くとも6年6月末までにユーロ円TIBORを参照する商品の新規取引を停止することを推奨する旨のアナウンスを公表しました。また、6年3月、全銀協TIBOR運営機関が「ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議」の結果に基づき、6年12月末でのユーロ円TIBORの恒久的な公表停止を決定したことを踏まえ、市場参加者による時間軸を意識した適切な移行対応を促すアナウンスを公表しました。 ・特定金融指標であるTIBOR及びTORFの欧州域内利用に関しては、将来の安定的な利用を確保するための方策について欧州委員会と協議を継続しました。
----------------------	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度	
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	177	187	152	136	
		補正予算	101	107	192	-	
		繰越等	75	▲24			
		合 計	353	271			
執行額（百万円）		238	202				

学識経験を有する 者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和6年6月17日～7月17日）
-------------------------	------------------------------------

政策評価を行う過 程 において使用した	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会報酬委員会の設置状況」（東京証券取引所5年7月31日）
---------------------------	---

資料その他の情報

- ・スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（第29回）資料4「東京証券取引所における最近の取組み」（東京証券取引所6年4月18日）
- ・「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」（6年3月31日時点）
- ・「記述情報の開示の好事例集2023」（5年12月27日公表、6年3月8日最終更新）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231227.html>

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240308.html>

- ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（6年度）（6年3月29日公表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-9/20240329.html>

【測定指標④】

- ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書（5年12月12日公表）
- ・「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（5年11月29日公布）
- ・「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」（6年3月15日閣議決定）

【測定指標⑤】

- ・「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン」（5年11月21日改正）

【測定指標⑦】

- ・T O R Fの運営態勢の定期的な見直し結果について（株式会社Q U I C Kベンチマークス 5年5月31日公表）
- ・全銀協T I B O Rの運営態勢の定期的な見直し結果について（一般社団法人全銀協T I B O R運営機関 6年3月31日公表）
- ・全銀協T I B O R運営機関による「ユーロ円T I B O Rを参照する商品の『新規取引の停止時期』に関して寄せられたご意見」の公表を踏まえた新規取引の停止時期の推奨について（5年12月22日公表）
- ・全銀協T I B O R運営機関による「ユーロ円T I B O Rの恒久的な公表停止の決定について（ユーロ円T I B O Rの恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議の結果公表について）」の公表について（6年3月6日公表）

担当部局名	企画市場局 市場課、企業開示課 総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課 監督局 銀行第一課
-------	---

政策評価実施時期	令和6年6月
----------	--------

令和 5 年度 実績評価書

金融庁令 5(施策Ⅲ-2)

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること
目標設定の考え方・根拠	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年6月19日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28年3月8日、令和3年11月12日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日、4年6月13日、4年12月27日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（30年7月5日） ・企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」（3年11月19日） ・「経済財政運営と改革の基本方針 2023 について」（5年6月16日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（5年6月16日閣議決定） ・「成長戦略等のフォローアップ」（5年6月16日閣議決定） ・2023 事務年度金融行政方針（5年8月29日）

測定指標	
指標①	<p>[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日、4年6月13日、4年12月27日）を踏まえた取組の促進</p>
5年度目標	企業情報の開示の充実に向けた取組の促進（サステナビリティ情報を含む）
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・開示の効率化を図る観点から、東京証券取引所と連携して四半期決算短信の見直しを進め、5年11月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴

	<p>い、関係政令・内閣府令等の整備等を行いました（6年3月公布）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を開始しました。 諸外国におけるサステナビリティ情報等の開示・保証の動向について委託調査を実施しました。 改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2023」を公表しました（5年12月公表、6年3月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（6年3月）。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー等を実施しました。 	
指標②	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況	【達成】
5年度目標	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 法令及び「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努めました。 有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドライン等を使用し、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行いました。 有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（6年3月）。 公開買付制度や大量保有報告制度に係る開示書類については、法令等に基づく適切な記載内容の審査等、制度の適正な運用を行いました。 有価証券報告書の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用しました。 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対し、6件の課徴金納付命令の決定を行いました。 	
指標③	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率（システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）	【達成】

	基準値	実績		目標値
	4年度	5年度		5年度
	100%	99.9%		99.9%以上
指標④ [主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上				【達成】
5年度目標	I F R Sの任意適用企業の拡大促進等の取組を推進			
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ I F R S任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、5年度末時点で293社（4年度末273社）、全上場企業の時価総額の47.1%（4年度末45.5%）まで増加しました。 ・ 財務会計基準機構、企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、I F R Sへの移行を容易にするための取組を進めました。 ・ 国際会計基準審議会（IASB）等において、国際的にのれんの会計処理の議論が進んでいるところ、IASBの議長・副議長が来日した機会を捉え面会を実施し、「too little too late」問題への対応の重要性を訴える等、我が国の考え方をI F R Sに反映する努力を継続しました。 ・ 金融商品会計基準やリース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたASBJの取組をサポートしました。 			
指標⑤ [主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況				【達成】
5年度目標	会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化			
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社等の監査に係る登録制度の導入等を盛り込んだ改正公認会計士法の施行（5年4月）を踏まえ、上場会社等監査の担い手全体の監査品質の向上に向けて取り組みました。また、上記登録制度への移行に係る経過措置期間が6年9月末までであることを踏まえ、日本公認会計士協会による、監査人の登録審査、監査の品質管理のレビュー、中小監査事務所の体制整備の支援等の取組を後押しし、6年3月末時点で19社の監査法人の登録を終える等しました。 ・ 企業会計審議会において「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」を公表しました（5年4月）。これに伴い関係府令等を整備（5年6月公布）するとともに、その円滑な適用に向けて情報発信等を行いました。 ・ 5年9月から企業会計審議会監査部会を開催し、四半期開示の見直しに伴う監査人のレビューに係る必要な対応について議論を行い、「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」を公表しました（5年12月）。また、パブリックコメントを踏まえ、所要の改正を行い、企業会計審議会にお 			

	<p>いて「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」を公表しました（6年3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I F I A R の組織運営に責任を有する議長国及び代表理事国として、グローバルな監査品質の向上のための議論を主導しました。具体的には、新規課題全般に関する意見交換を I F I A R 内で機動的に実施できる体制を構築し、監査専門職の魅力向上等について議論を行ったほか、メンバー間で関心が高いサステナビリティについては、サステナビリティ開示の保証に係る I F I A R 内の議論・対応を牽引しました。こうした取組の中で、様々なステークホルダーとの積極的な対話等による I F I A R の対外的コミュニケーション強化の取組を牽引しました。また、更なる加盟国の拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア諸国をはじめとする I F I A R 未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行いました（5年11月にはインド、6年1月にはアブダビグローバルマーケットが加盟）。 ・ 議長国として、監査を取り巻く環境変化や監査の品質管理に関する6大監査法人ネットワークCEOとの対話を含む、各種ステークホルダーとの対話等に I F I A R を代表して参加しました。 ・ I F I A R の加盟当局として、全てのワーキング・グループの活動や、ワーキング・グループ及びタスクフォース内での個別プロジェクトの作業チームに積極的に参加するとともに、監査人及び監査に関連するリスクを議論するための会議をリードするなど I F I A R の活動に貢献しました。 ・ 東京にある I F I A R 事務局のホスト国として、その円滑な運営のために必要な支援を引き続き行ったほか、5年6月、日本 I F I A R ネットワーク総会を主催し、財務報告エコシステムに関わる国内の関係者との意見交換を行うとともに、講演・寄稿等を通じ、I F I A R における活動について国内への還元を行いました。 ・ 日本の監査監督当局として、I F I A R 加盟国・地域を含む各法域の監査監督当局と一層の連携強化を行ったほか、大阪で開催予定である第24回 I F I A R 本会合（6年4月）の準備も進めました。 	
指標⑥	[主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況	【達成】
5年度目標	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューの内容を審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して検査又は報告徴収を行いました。 ・ 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、継続的な報告徴収を実施したほか、中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善計画の実施状況等を検証するための報告徴収を実施しました（5年度における中小規模監査事務所に対する報告徴収件数は77件）。また、検査での指摘事項の改善状況を確認するための報告徴収 	

	<p>も実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査においては、監査品質の向上に向けた監査法人等の経営層のコミットメントや業務管理態勢・品質管理態勢の実効性のほか、不正リスク、収益認識、会計上の見積り等に係る監査手続の実施状況等について重点的に検証を行ったほか、改訂品質管理基準等に基づく監査法人の品質管理システムの整備・運用状況を確認しました。また、上場会社監査の担い手としての役割が増大しているほか、改正公認会計士法において上場会社等監査人登録制度が導入されたことに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行いました。 ・10先の監査法人に対して検査を実施し、当該検査の結果把握した品質管理等の問題点等について改善を促しました。なお、勧告を行った監査法人はありませんでした。 ・モニタリング結果や監査事務所の状況については、「モニタリングレポート」や「監査事務所等検査結果事例集」として取りまとめ、5年7月に公表したほか、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めました。また、モニタリングレポート等を活用し、日本監査役協会や日本公認会計士協会地域会への講演・説明会を実施しました。 ・検査の実施に当たっては、監査法人等における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、検査資料の閲覧等をオンラインで実施するなど、引き続き効率的・効果的な実施に努めました。 ・審査会検査と協会の品質管理レビューとが全体として最大限の効果を発揮するよう、協会の品質管理レビューの実効性等について意見交換を行いました。
--	--

指標⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況	【達成】
--------------------------	------

5年度目標	優秀な会計人材確保に向けた取組を実施
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験の運営において、引き続き感染症等や自然災害に留意し、試験室の換気、感染症等が疑われる受験者の別室での受験等の対策及び試験前又は試験中に地震等が発生した場合を想定した試験中止の判断基準や中止した場合の再試験の実施の可否等を検討しました。また、受験者の利便性向上のため、書面での申請のみとなっている一部の手続について、オンラインでの申請が可能となるよう、6年度のシステム更改に向けた検討・準備を進めました。 ・公認会計士の魅力向上による受験者の裾野拡大のための広報活動として、昨年度より3校多い18の大学において講演会を実施したほか、公認会計士試験に関するパンフレットを大学付属高校等に配布しました。

参考指標

指標① 課徴金納付命令の実績<内容・件数>	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、6件の課徴金納付命令の決定を行いました。

指標② 開示書類の提出会社数（内国会社）

5年度実績	・4,630社（4年度4,594社）
指標③ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数	
5年度実績	・39,180件（4年度38,082件）
指標④ EDINETのアクセス件数（API経由のアクセス件数を含む）	
5年度実績	・23,712千件/月（4年度30,269千/件）
指標⑤ IFRSの任意適用企業数及びその時価総額の割合	
5年度実績	・IFRS任意適用企業数293社（4年度末273社） ・全上場企業の時価総額の割合47.1%（4年度末45.5%）
指標⑥ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞	
5年度実績	・監査法人に対する処分2件（4年度4件） ・公認会計士に対する懲戒処分4件（4年度22件）
指標⑦ 監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況＜件数＞	
5年度実績	・検査件数9件（4年度8件） ・勧告件数0件（4年度4件）
指標⑧ 公認会計士試験の出願者数	
5年度実績	・20,318人（4年度18,789人）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応（測定指標①）、IFRSの任意適用企業の拡大（測定指標④）等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。 また、有価証券報告書レビュー（測定指標②）や四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂（測定指標⑤）等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行いました。 EDINETの稼働率（測定指標③）については、目標値である99.9%以上を確保しました。
	【必要性】 投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進する観点から、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行うことは、我が国の資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に貢献すると考えられます。
施策の分析	

	<p>【効率性】 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施を効率的に行うべく、関係機関と連携して取組を行いました。</p>
	<p>【有効性】 ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組を促すため、「記述情報の開示の好事例集 2023」を公表しました（5年12月公表、6年3月最終更新）。加えて、企業や公認会計士等に対するセミナーの実施や、主に決算業務等に携わる方々向けの「記述情報の開示の充実に向けた解説動画」を配信しました（5年5月～6年3月）。これらにより、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、有効な取組を進めることができました。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 引き続き、企業の情報開示、会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う必要があります。</p> <p>【施策】 企業全体の開示レベルの向上のため、上場企業等に対して記述情報の開示の充実に向けた取組について周知活動を行う必要があります。</p> <p>また、会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保により、市場機能の発揮の基盤強化を目指します。</p> <p>【測定指標】 全ての施策について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の法令上の位置づけなどについて、関係者の意見を聞きながら検討を開始しました。 ・国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のサステナビリティ開示基準設定に対し、SSBJ等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。具体的には、今後、ISSBが検討を行う予定の気候以外のサステナビリティ項目の基準設定においては、人的資本に対するサステナビリティ開示基準の設定など、我が国の意見が反映されるよう、ISSBの次期優先アジェンダを決定するための情報要請の市中協議において、金融担当大臣名でコメントレターを提出する等、ISSBに積極的に働きかけました。 ・5年度当初予算において、国際的なサステナビリティ基準の策定に関する質の高い情報の収集、我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、サステナビリティ報告に関する高度な専門知識を有する者に委託し、実施いたしました。

- ・5年度補正予算において、政府から国際会計基準（IFRS）財団に対する拠出を通じて、日本として国際的な基準開発の取組を支援しました。この拠出金は、ISSBが人的資本をはじめとする気候以外のサステナビリティ開示基準の開発に取り組むために使用されることが期待されています。
- ・サステナビリティ情報に対する第三者による保証について、国際的な基準開発の議論が進む中、我が国関係者と連携して、国際基準を開発している国際監査・保証基準審議会（IAASB）に対して、IAASB副議長らを招いたIAASBの国際サステナビリティ保証基準に関する地域ラウンドテーブルの開催等を通じた意見発信を行いました。また、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた国内の保証のあり方についても、国際的な議論を踏まえた検討を開始しました。
- ・サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、我が国におけるサステナビリティ開示基準の円滑な導入に向けて、サステナビリティ情報の開示やこれに対する保証のあり方について、関係者の意見を聞きながら検討を開始しました。
- ・改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2023」を公表しました（5年12月公表、6年3月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（6年3月）。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー等を実施しました。

② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保

- ・外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、根拠となる法令やガイドライン等を示しつつ、適正な情報を迅速に回答しました。
- ・有価証券報告書レビューについては、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（6年3月）。
- ・無届募集を行う者への対応については、ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、無届募集の疑いがあることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出を慫慂しました。
- ・上記の取組により、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。また、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書虚偽記載等に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容の正確

かつ適時な開示に資することができました。

- ・公開買付制度や大量保有報告制度に係る開示書類については、記載内容の審査等、制度の適正な運用を行うことにより、市場の透明性・公正性の確保に寄与したものと考えています。
- ・有価証券報告書虚偽記載等の違反行為については、証券取引等監視委員会の勧告を受け、6件の課徴金納付命令の決定を行いました。

【有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】

(単位：件)

区分	3年度	4年度	5年度
課徴金納付命令件数	6	9	6

(出所) 総合政策局総務課審判手続室調

③ EDINETの整備

- ・EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、5年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正によって、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたことに伴い、「2024年版EDINETタクソノミ」を開発し、同年12月に公表しました。
- ・改正金融商品取引法の施行に向け、四半期報告書の廃止、半期報告書や臨時報告書等の公衆縦覧期間の延長等に対応するため、EDINETにおける書類の提出機能や閲覧機能の改修作業を進めました。
- ・このような中、EDINETの稼働率は目標値である99.9%以上を達成しました。
- ・こうした取組により、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供に資することができました。

④ 我が国において使用される会計基準の品質向上

- ・財務会計基準機構、企業会計基準委員会(ASBJ)、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、IFRSへの移行を容易にするための取組を進めました。
- ・国際会計基準審議会(IASB)等において、国際的にのれんの会計処理の議論が進んでいるところ、我が国の考え方をIFRSに反映する努力を継続しました。
- ・金融商品会計基準やリース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたASBJの取組をサポートしました。
- ・「国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワーク」登録者の更なる増加を目指し、国際的な会計人材及びサステナビリティ開示に関する人材の育成に向けた取組を推進し、国際的な基準策定等に参画しました。

⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施

- ・上場会社等の監査に係る登録制度の導入等を盛り込んだ改正公認会計士法の施行(5年4月)を踏まえ、上場会社等監査の担い手全体の監査品質の向上に向けて取り組みました。また、上記登録制度への移行に係る経過措置期間が6年9月末までであることを踏まえ、日本公認会計士協会が開催する上場会社等監査人登録審査会へ委員として参画したほ

	<p>か、日本公認会計士協会による、監査の品質管理のレビュー、中小監査事務所の体制整備の支援等の取組を後押ししました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、継続的に実施状況をフォローアップしました。 ・「監査上の主要な検討事項（KAM）」に関する実務をより良いものとして定着させていくため、公表状況のフォローアップや関係団体による取組のモニタリングを行いました。 ・監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の議長国及び代表理事国というIFIARの組織運営に責任を有する立場から、グローバルな監査品質の向上のための議論を主導しました。具体的には、新規課題全般に関する意見交換をIFIAR内で機動的に実施できる体制を構築し、監査専門職の魅力向上等について議論を行ったほか、メンバー間で関心が高いサステナビリティについては、サステナビリティ開示の保証に係るIFIAR内の議論・対応を牽引しました。こうした取組の中で、様々なステークホルダーとの積極的な対話等によるIFIARの対外的コミュニケーション強化の取組を牽引しました。また、更なるメンバーの拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア諸国をはじめとするIFIAR未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行いました（5年11月にはインド、6年1月にはアブダビグローバルマーケットが加盟）。事務局のホスト国としては、IFIARへの一貫した支援を継続したほか、「日本IFIARネットワーク」等を通じ、IFIARにおける議論について国内の関係者へ広く発信しました。また、日本の監査監督当局として、IFIAR加盟国を含む各国の監査監督当局と一層の連携強化を行ったほか、大阪で開催予定である第24回IFIAR本会合（6年4月）の準備も進めました。
<p>⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁は、監査法人等の非違事例等について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施しました。 ・日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューの内容を適切に審査するとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁長官に行政処分等の勧告を行います。 ・検査においては、監査法人等の監査品質の向上に向け、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性等に係る検証を重視しました。また、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行いました。 ・検査資料の閲覧等をオンラインで実施するなど、引き続き効率的・効果的なモニタリングの実施に努めました。また、改訂品質管理基準の適用や、改正公認会計士法の施行に向けた検査の手法等について検討を進めました。 ・モニタリング結果等については、「モニタリングレポート」や「監査事務所等検査結果事例集」として取りまとめ公表したほか（5年7月）、雑誌等への寄稿や関係機関での講演会など積極的な情報発信を行いました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会検査と協会の品質管理レビューとが全体として最大限の効果を発揮するよう、協会の品質管理レビューの実効性等について意見交換を行いました。
⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験の運営において、引き続き感染症等や自然災害に留意しました。感染症等については、試験室の換気、感染が疑われる受験者の別室での受験等の対策を行いました。自然災害については、試験前又は試験中に地震等が発生した場合を想定し、試験中止の判断基準や中止した場合の再試験の実施の可否等の検討を行いました。また、受験者の利便性向上のため、書面での申請のみとなっている一部の手続について、オンラインでの申請が可能となるよう、6年度のシステム更改に向けた検討・準備を進めました。 ・28年から5年まで一貫して願書提出者数が増加しているところ、引き続き、大学生向けの講演を実施したほか、公認会計士試験に関するパンフレットを配布する等、公認会計士の魅力向上による受験者の裾野拡大に取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	1348	688	780	713
		補正予算	65	▲5	-	-
		繰越等	▲335	331		
		合 計	1078	1014		
執行額 (百万円)		987	970			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和6年6月17日～7月17日)
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について(6年3月27日公表) https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240327/20240327.html ・「記述情報の開示の好事例集2023」(5年12月27日公表、6年3月8日最終更新) https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231227.html https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240308.html ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等(サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む)及び有価証券報告書レビューの実施について(6年度)(6年3月29日公表) https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-9/20240329.html <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等(サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む)及
---------------------------	---

	<p>び有価証券報告書レビューの実施について（6年度）（6年3月29日公表）</p> <p>https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-9/20240329.html</p> <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」の公表について（5年4月7日公表） <p>https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230407/20230407.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（5年6月30日公表） <p>https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230630-5/20230630-5.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」の公表について（6年3月27日公表） <p>https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240327-2/20240327.html</p>
--	---

担当部局名	<p>企画市場局</p> <p>企業開示課</p> <p>総合政策局</p> <p>I F I A R戦略企画室、審判手続室</p> <p>公認会計士・監査審査会</p>
-------	---

政策評価実施時期	令和6年6月
----------	--------

令和 5 年度 実績評価書

金融庁令 5(施策Ⅲ-3)

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条等 ・証券取引等監視委員会中期活動方針（第 11 期：2023 年～2025 年）～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～（5 年 1 月 27 日） ・2023 事務年度金融行政方針（5 年 8 月 29 日）

測定指標		
指標① [主要]有用情報の収集		【達成】
5 年度目標	市場全体について幅広い有用な情報の収集や市場監視の過程で得られた有用な情報や知見の集約・分析・蓄積	
5 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・証券監視委の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集しました。 ・市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用しました。 	
指標② [主要]市場の変化等の適切な把握・分析		【達成】
5 年度目標	高速取引行為者による取引の実態把握、上場会社による開示の充実に向けた取組への対応	
5 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・取引所等から提供される膨大なデータを活用し、高速取引行為者等による取引の実態把握・分析を行いました。 ・非財務情報開示等の充実に向けた動向を注視したほか、上場会社や監査法人における対応状況等の把握に努めました。 	
指標③ [主要]証券モニタリングの適切な実施		【達成】

5年度目標	金融商品取引業者等における適合性原則やデジタル化の進展等を踏まえた適切な内部管理態勢の構築状況及び業務運営状況の検証	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 証券モニタリングにおいて、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の充分性やシステムリスク管理の対応状況等の検証を実施しました。 	
指標④ [主要] 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応		【達成】
5年度目標	課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施による不公正取引や開示規制違反の実態解明及び海外当局等との連携	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 不公正取引に対しては、早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全は情報技術専門官を活用する等して、調査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いました。 クロスボーダー取引による違反行為に対しては、MMoU等も活用しつつ、取引の実態解明を行いました。 開示規制違反に対しては、市場環境の変化等を踏まえた深度ある情報収集・分析を行い、違反行為の早期発見に努めました。また、検査への迅速な着手や検査体制の臨機応変な運用など、事案に応じた効果的・効率的な検査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いました。 	
指標⑤ [主要] 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応		【達成】
5年度目標	違反行為のうち重大で悪質なものについて犯則調査の権限の行使	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 重大で悪質な事案については、捜査当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対応しました。 	
指標⑥ [主要] 投資者被害事案に対する積極的な取組		【達成】
5年度目標	金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、無登録で金融商品取引業を行っている者等について、金融商品取引法違反行為に関する裁判所への禁止命令等の申立て等を行い、関係機関との相互連携の強化に努めました。 	
指標⑦ [主要] 非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化		【達成】
5年度目標	市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等への対応	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> これまで多数課徴金納付命令勧告等を行ってきた類型以外の非定型・新類型の事案等についての的確に対応しました。 	
指標⑧ [主要] 情報発信の強化		【達成】
5年度目標	法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、個別事案や事例集の公表等における分かりやすい情報発信	

5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、個別の勧告事案等の公表のほか、各種事例集やウェブサイト（市場へのメッセージやアクセスFSA）等を通じた情報発信、寄稿及び講演等を実施しました。また、投資者や市場参加者等に対する個別事案の意義・内容・問題点の解説、証券取引等監視委員会の活動状況や中期活動方針（第11期）の周知等を行い、情報発信の充実に努めました。 	
指標⑨ [主要] デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化		【達成】
5年度目標	取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化の推進	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上に向けた取組を行いました。 ・情報通信技術の多様化・複雑化に対応するための技術向上を目的とし、デジタルフォレンジックに関する他の法執行機関等との意見交換等を実施しました。 ・多様化・大容量化するデータをより迅速かつ効率的に分析するため、デジタルフォレンジックに使用するシステムの更改に向けた仕様検討を実施しました。 	
指標⑩ [主要] 財務局との協働・連携の推進		【達成】
5年度目標	財務局との様々な分野における更なる情報共有や意思疎通を通じた一体的な業務運営の実施	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けて、証券検査をはじめとする様々な分野において、市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携の推進に努めました。 	
参考指標		
指標① 取引審査実施状況<内容・件数>		
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・取引審査件数：1,183件 (うち、インサイダー取引：1,147件、価格形成：26件、その他：10件) 	
指標② 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>		
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会等の実施：14件 (うち、金融商品取引所・自主規制法人：6件、日本証券業協会：2件、証券・金融商品あっせん相談センター：1件、金融先物取引業協会：1件、投資信託協会1件、日本投資顧問業協会：1件、第二種金融商品取引業協会：1件、証券保管振替機構：1件) ・講演の実施：42件、寄稿の実施：17件 	
指標③ 海外当局との情報交換件数<内容・件数>		
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・海外当局への情報提供依頼件数：16件 (うち、インサイダー取引：8件、相場操縦：2件、無登録金融商品取引業：3件、その他：3件) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・海外当局からの情報提供依頼件数：5件 ・海外当局への自発的情報提供件数：6件（うち、インサイダー取引：3件、相場操縦：3件） ・海外当局からの自発的情報提供件数：50件（うち、インサイダー取引：39件、相場操縦：8件、その他：3件）
指標④ 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数>	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・課徴金納付命令勧告：17件（うち、インサイダー取引：13件、相場操縦：3件、偽計：1件）
指標⑤ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・検査終了件数：10件（うち、課徴金納付命令勧告：8件）
指標⑥ 課徴金納付命令の実績<内容・件数>	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・課徴金納付命令：21件（うち、不公正取引：15件、有価証券報告書等の虚偽記載等：6件）
指標⑦ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・告発件数：4件（うち、インサイダー取引：1件、有価証券報告書等の虚偽記載：1件、風説の流布・偽計：1件、相場操縦：1件）
指標⑧ 証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・検査終了件数：63件（うち、勧告：8件（第一種金融商品取引業者：4件、投資助言・代理業者：1件、登録金融機関：2件、金融商品仲介業者：1件））
指標⑨ 無登録業者等に係る裁判所への申立て件数<内容・件数>	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・申立て件数：1件（外国社債及び社債の無届募集並びに無登録での外国社債の募集又は私募の取扱い：1件）
指標⑩ デジタルフォレンジックの実施状況<調査・検査件数>	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルフォレンジックを実施した調査・検査件数：40件

評価結果	
目標達成度合い	B（相当程度進展あり）

<p>の測定結果</p>	<p>【判断根拠】 有用情報の収集を行い、4年度の取引審査件数を上回る取引審査を実施したほか、高速取引行為者等による取引の実態把握・分析を行い、高速取引行為による不公正取引に対して初めて課徴金納付命令勧告を行いました（測定指標①②）。</p> <p>証券モニタリングの適切な実施に加え、検査終了件数ベースで4年度を上回る検査を実施し8件の行政処分勧告を行ったほか、投資者被害事案に対し積極的に取り組みました（測定指標③⑥）。</p> <p>不公正取引や開示規制違反について迅速に対応し、勧告件数ベースで4年度を上回る課徴金納付命令勧告を実施するとともに、重大・悪質事案についての的確に告発を行うなど厳正に対応しました（測定指標④⑤）。</p> <p>また、市場を取り巻く環境変化等を踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化に取り組みました（測定指標⑦）。</p> <p>法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、情報発信の強化に取り組み、各種事例集を公表するとともに、4年度を上回る意見交換会等、講演及び寄稿を実施しました（測定指標⑧）。</p> <p>デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化及び財務局との協働・連携の推進に取り組みました（測定指標⑨⑩）。</p> <p>しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国の市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針等に基づく更なる市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要があることから、測定結果は「B」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図るため、的確・適切な市場監視を実施することは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠と考えます。</p> <p>【効率性】 国内外の関係機関との連携強化や、機動的・弾力的なチームの編成、デジタル技術を活用した情報収集・分析や調査・検査の実施等により、効率的な市場監視を行いました。</p> <p>【有効性】 デジタル技術の活用や財務局との協働・連携を進めるとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、有用情報の収集や市場の変化等の適切な把握・分析、効果的・効率的な調査・検査を通じて、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境変化に対応した市場監視を行いました。</p>

今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	<p>【今後の課題】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等に加え、今後生じうる新たな環境変化に対応するため、市場監視機能の一層の充実に向けて引き続き取り組んでいきます。</p> <p>【施策】 上記の環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査の迅速な実施、重大・悪質な事案に対する厳正な対処等の市場監視機能を引き続き適時適切に活用していきます。</p> <p>【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>
--------------------------------------	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 市場監視に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・証券監視委の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、4年度の取引審査件数を上回る1,183件の取引審査を実施しました。 ・市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用しました。 ・市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止や早期発見につなげました。取引所等から提供される膨大なデータも活用しながら、高速取引行為者等による取引の実態把握・分析を行い、高速取引行為による不公正取引に対して初めて課徴金納付命令勧告を行いました。 ・市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場会社による開示の充実に向けた取組等への的確に対応しました。 ・金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めました。問題が認められた場合、事案の全体像の把握や根本原因の究明により、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげました。具体的には、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況等について業態横断的に検証を行い、検査終了件数ベースで4年度を上回る63件の検査を実施し8件の勧告を行いました。 ・課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明し、勧告件数ベースで4年度を上回る課徴金納付命令勧告（不公正取引：17件、開示規制違反：8件）を実施しました。また、事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげました。

- ・クロスボーダーの法令違反行為等に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行いました。
- ・違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応しました。その際、捜査当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行いました。
- ・顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てなど、投資者被害事案に対して積極的に取り組みました。また、投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させました。
- ・これまで多数課徴金納付命令勧告等を行ってきた類型以外の非定型・新類型の事案等についての的確に対応しました。
- ・意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集を図る観点から、個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい説明を行うとともに、4年度を上回る14件の意見交換会等、42件の講演及び17件の寄稿を通じて積極的な情報発信を実施しました。
- ・市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進するための取組を行いました。
- ・市場監視機能の一翼を担う財務局との更なる連携強化を進め、証券検査をはじめとする様々な分野において一体的な業務運営につなげていくため、証券監視委事務局の幹部が財務（支）局を訪問し、担当幹部との意見交換や、担当職員とのタウンミーティングを実施しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	244	273	278	367
		補正予算	162	120	603	—
		繰越等	95	32		
		合計	501	424		
執行額（百万円）		407	303			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和6年6月17日～7月17日）
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①～⑩】 ・証券取引等監視委員会中期活動方針（第11期）（5年1月27日公表） ・2023事務年度金融行政方針（5年8月29日公表）
---------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5（2023）年度証券取引等監視委員会の活動状況（6 年 6 月 21 日公表） 【測定指標③、⑥】 ・令和 5 事務年度証券モニタリング基本方針（5 年 8 月 1 日公表） 【測定指標⑧】 ・金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～（5 年 6 月 30 日公表） ・証券モニタリング概要・事例集（5 年 8 月 1 日公表） ・令和 4 事務年度開示検査事例集（5 年 8 月 31 日公表）
--	--

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総務課、情報解析室、I T 戦略室、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、国際取引等調査室、開示検査課、特別調査課 総合政策局 総務課審判手続室 監督局 証券課 企画市場局 企業開示課
-------	--

政策評価実施時期	令和 6 年 6 月
----------	------------

令和 5 年度 実績評価書

金融庁令 5(横断的施策-1)

施策名	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策の概要	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するため、金融サービスのデジタル化や金融機関のDXを推進し、また、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、個人や企業の利便性向上等を通じて、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していく。
達成すべき目標	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大、以下同じ）を図ること
目標設定の考え方・根拠	金融行政の目標を実現するため、金融サービスのデジタル化や金融機関のDXを推進、また、フィンテック事業者の支援を強化していくといった、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施する必要があるため。 【根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版（5 年 6 月 16 日閣議決定） ・2023 事務年度金融行政方針（5 年 8 月 29 日）等

測定指標		
指標①	FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援	【達成】
5 年度目標	FinTechサポートデスクで受け付けた相談や、FinTech実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応	
5 年度実績	・新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました。	
指標②	ミーティングの開催や、好事例の発信等を通じた金融機関のデジタル化・DX支援	【達成】
5 年度目標	測定指標に関するミーティングの開催や好事例の発信	

5年度実績	・金融機関の一層のデジタル化・DXを支援すべく、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催や、検査等を通じたITガバナンスの向上に向けた対話等を行いました。	
指標③	[主要]国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会創出	【達成】
5年度目標	測定指標に関するイベントへの参加、イベントの実施	
5年度実績	・国外で開催される主要なフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携を強化しました。 ・「Japan Fintech Week」やミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行いました。	
指標④	暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化	【達成】
5年度目標	測定指標に関する所要の環境整備の推進	
5年度実績	・暗号資産交換業者が、ICO/IEOを含む本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会において、更なる改善策を検討し取り組むことを促しました。	
指標⑤	暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し	【達成】
5年度目標	測定指標に関する税制改正要望	
5年度実績	・期末時価評価課税の対象となる発行体保有分以外の暗号資産のうち、一定の要件を満たす発行体以外の第三者が保有するものについて、期末時価評価課税の対象外とすることとされました(6年3月改正税法成立)。	
指標⑥	セキュリティトークンに関する事業環境整備	【達成】
5年度目標	測定指標に関する制度整備の実施	
5年度実績	・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書(5年12月)を踏まえ、セキュリティトークンを含めて、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム運営業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業者の登録により行えることとする旨の改正を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました(6年3月)。	
指標⑦	フィンテックに関する調査研究	【達成】
5年度目標	測定指標に関する調査研究の実施	
5年度実績	・ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを継続し、研究結果を国内外の事業者等との意見交換に活用すること等を通じて、ブロックチェーン/Web3.0領域での健全なビジネスの発展等に貢献しました。	

指標⑧ 請求・決済分野のデータ連携に関して官民一体となつての推進		【達成】
5年度目標	測定指標に関する金融機関等への説明会の実施	
5年度実績	・金融機関の取引先企業のDXや生産性向上の観点から、D I - Z E D I や金融G I F（政府相互運用性フレームワーク）等の請求・決済分野のデータ連携の取組に係る金融機関向け説明会を、関係者とともに実施しました。	
指標⑨ 金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組		【達成】
5年度目標	アカデミアと連携したデータ分析の実施	
5年度実績	・金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を実施しました。また、金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見の蓄積等を目的として、国立大学法人東京大学と連携協力に関する基本協定を締結しました。	
参考指標		
指標① F i n T e c hサポートデスクの受付状況		
5年度実績	・5年度においては278件の相談を受け付け、平均回答日数5営業日以内を維持するなど、引き続き、新規事業実施の支援に精力的に取り組ましました。	
指標② F i n T e c h実証実験ハブの支援実施状況		
5年度実績	・5年度においては、6件の新たな実証実験に関する相談に対応しました。	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	<p>【判断根拠】 新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました（測定指標①）。</p> <p>金融機関の一層のデジタル化・DXを支援すべく、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催や、検査等を通じたITガバナンスの向上に向けた対話等を行いました（測定指標②）。</p> <p>国外で開催される主要なフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携を強化しました（測定指標③）。</p> <p>「Japan Fintech Week」やミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行いました（測定指標③）。</p> <p>暗号資産交換業者が、ICO/IEOを含む本邦初の暗</p>

	<p>号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会において、更なる改善策を検討し取り組むことを促しました（測定指標④）。</p> <p>暗号資産の期末時価評価課税に係る見直しについて、税制改正要望を行いました（測定指標⑤）。</p> <p>金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書を踏まえ、セキュリティトークンを含めて、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム運營業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業者の登録により行えることとする旨の改正を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（測定指標⑥）。</p> <p>ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを継続し、研究結果を国内外の事業者等との意見交換に活用すること等を通じて、ブロックチェーン／Web 3.0 領域での健全なビジネスの発展等に貢献しました（測定指標⑦）。</p> <p>請求・決済分野のデータ連携の取組に係る金融機関向け説明会を、関係者とともに実施しました。（測定指標⑧）。</p> <p>アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うこと等を通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました（測定指標⑨）。</p> <p>以上の通り、5年度に設定した全ての測定指標で目標を達成したため、「A」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 金融行政の目標を実現するためには、金融サービスのデジタル化や金融機関のDXへの推進を行いつつ、フィンテック事業者への支援を強化していくことを通じて、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施する必要があります。</p> <p>【効率性】 庁内だけではなく、海外金融当局やフィンテック事業者、アカデミアなどの外部との連携を通じて、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に伴う戦略的な対応を効率的に進めることができたと考えています。</p>

	<p>【有効性】 新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を行うことや、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催等を通じた金融機関のデジタル化・DX支援を行うことなどは、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に伴う戦略的な対応に有効であったと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融サービスのデジタル化や金融機関のDXを推進し、また、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、個人や企業の利便性向上等を通じて、経済成長に資する形で持続的に発展するためには、様々なスタートアップ企業や金融機関、事業会社、業界団体と密に意見交換を行い、取り組むべき課題の特定とその解決に努めていくことが必要です。</p> <p>【施策】 上記を踏まえ、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を講じるため、引き続き取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ②次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ③次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ④次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ⑤5年度中で、暗号資産の期末時価評価課税に係る見直しについては、期末時価評価課税の対象となる発行体保有分以外の暗号資産のうち、一定の要件を満たす発行体以外の第三者が保有するものに関する税制改正を実現しました。6年度以降は測定指標から削除します。 ⑥次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ⑦次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ⑧5年度中に請求・決済分野のデータ連携の取組に係る金融機関向け説明会を実施したため、次期目標に関して、説明会の継続実施や新たな目標設定の可否を検討します。 ⑨次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価

① フィンテックの推進に向けた取組

- ・新たな金融サービスの育成・普及に向けて、F i n T e c hサポートデスクやF i n T e c h実証実験ハブ等を通じて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続しました。
- ・国外で開催される主要なフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携強化を行うとともに、海外フィンテック事業者の日本市場進出支援に向けた取組の強化のため、日本市場進出に伴う開業規制等の相談受付等を実施しました。
- ・我が国のフィンテックの魅力を世界に向けてアピールするとともに、国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会を創出するため、「F I N / S U M」の更なる国際化を行いました。加えて、F I N / S U Mを中心に複数のフィンテック関連イベントから成る「J a p a n F i n t e c h W e e k」を6年3月に開催しました。
- ・ミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行うとともに、当庁と国内外の事業者とのコミュニケーションを強化することにより、利用者利便の向上と社会課題の解決に資するサービスの育成を図りました。
- ・金融機関の一層のデジタル化・D Xを支援すべく、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催や、検査等を通じたI Tガバナンスの向上に向けた対話等を行いました。
- ・賃金のデジタル払いに関して、労働基準法施行規則に基づく指定の意向を持つ資金移動業者に対して、取扱件数・金額の増加等に伴うリスクの特定・評価を適切に実施しているかなどの態勢整備の状況について、モニタリングを実施しました。
- ・金融サービス仲介業について、利用者の保護等を確保しつつ発展するよう、各種セミナーへの登壇等により制度内容の周知等に取り組みました。
- ・フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握し、きめ細やかな支援に繋げるため、面談やカンファレンス参加等を通じて国内外のフィンテック事業者や金融機関、ソリューションプロバイダー等から情報を収集しました。

② W e b 3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組

- ・ステーブルコイン（電子決済手段等）の円滑な発行・流通に向けた環境整備を進めました。
- ・暗号資産交換業者が、I C O / I E Oを含む本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会において、更なる改善策を検討し取り組むことを促しました。
- ・期末時価評価課税の対象となる発行体保有分以外の暗号資産のうち、一定の要件を満たす発行体以外の第三者が保有するものについて、期末時価評価課税の対象外とすることとされました（6年3月改正税法成立）。
- ・暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保に向け、日本公認会計士協会

及び日本暗号資産ビジネス協会等がそれぞれガイドラインを策定・公表しました（5年9月）。本ガイドラインが実務に浸透するよう、各協会が実施した周知活動等の取組を後押ししました。

- ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書を踏まえ、セキュリティトークンを含めて、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム運營業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業者の登録により行えることとする旨の改正を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。また、6年度税制改正において、セキュリティトークンに関して、金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用等の適用対象に、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する社債等であって、金融商品取引業者等により一定の方法で管理されるものの利子等を追加することとされました。これに併せて、一定の方法に係る具体的な要件を定める金融庁告示を制定しました。
- ・早期に暗号資産等に係る制度整備・モニタリング等に取り組んできた経験を活かし、「IMF－FSB統合文書：暗号資産に関する政策」（5年9月公表）の取りまとめに向けた議論やその後のG20やFSB（金融安定理事会）における国際的な政策対応に貢献しました。また、暗号資産・ステーブルコインが国境を越えて取引されていることを踏まえ、各国当局との連携を強化しました。
- ・「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、金融のデジタル化の動きを踏まえ、その対応への在り方等について検討を行いました。
- ・ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを通じて、金融セクターにおけるトークナイゼーションの進展とRegtech/Suptechへの活用可能性に関する研究調査を行い、机上検証等により活用可能性と課題を明らかにしました。
- ・分散型金融システムの健全な発展に向けて、BGINの活動への積極的な貢献やブロックチェーン・ラウンドテーブル等の取組を行いました。
- ・CBDCについて、日本銀行におけるパイロット実験や財務省における有識者会議や関係府省庁・日本銀行連絡会議の議論が行われ、金融庁としても、金融システムに与える影響等の観点から、この検討に貢献しました。

③ 決済インフラの高度化・効率化等

- ・全銀システムや多頻度小口決済サービスへの参加事業者の拡大状況や利用状況等をフォローしつつ、引き続き利便性と安全性の両立が図られるよう、関係者との対話を実施しました。
- ・次期全銀システムに関しては、5年10月に発生した現行全銀システムでのシステム障害に対する対応を優先し、全銀ネット等における原因分析・再発防止策等を確認し、必要な対応を実施しました。加えて、「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」等の幅広い関係者

による検討に引き続き参画し、安全性・柔軟性・利便性の確保を含む「次期全銀システム基本方針」の具体化に向けた議論に貢献しました。

- ・金融機関の取引先企業のDXや生産性向上の観点から、D I - Z E D I や金融G I F（政府相互運用性フレームワーク）に対応する会計ソフト等の開発・普及といった、請求・決済分野のデータ連携の取組を官民一体となって推進しました。加えて、請求・決済分野のデータ連携の取組に係る金融機関向け説明会を、関係者とともに実施しました。
- ・「手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会」（事務局：全国銀行協会）において金融機関の手形・小切手の電子化に向けた対応状況を把握するとともに、他省庁や金融機関関係団体と連携し、金融界の自主行動計画の着実な進展を後押ししました。
- ・法人インターネットバンキングの利用実態やニーズ等の現状把握のため、利用率に関するフォローとしてアンケートを发出了しました。
- ・書面・押印・対面を前提とした業界慣行の更なる見直しに向け、各協会が策定した優先的に取り組む事務事項に沿って、金融機関による各種サービスや手続面におけるオンライン対応に関する進捗状況の確認を行い、利用者の利便性向上の観点も踏まえつつ、更なるオンライン対応を促しました。
- ・「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づく預貯金口座へのマイナンバーの付番等及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づく公的給付支給等口座の金融機関経由での登録に係る制度実施に向けて、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して、業務フローやシステム対応等に係る検討・準備を行いました。
- ・金融機関における従業員のマイナンバーカードの取得に加え、利活用についても促進するとともに、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るための取組を実施しました。
- ・金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うこと等を通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	104	78	69	80
		補正予算	▲2	-	8	-
		繰越等	▲9	-		
		合計	93	78		
執行額(百万円)		74	72			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和6年6月17日～7月17日）
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程	【測定指標⑤】 ・6年度税制改正要望について（5年8月31日公表）
-----------	--------------------------------------

<p>において使用した 資料その他の情報</p>	<p>【測定指標⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書（5年12月12日公表） ・「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」（6年3月15日閣議決定） <p>【測定指標⑨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人東京大学と連携協力に関する基本協定を締結（5年5月31日公表） ・地域銀行における取締役会ジェンダー多様性の効果（5年8月29日公表）
------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>総合政策局 総合政策課、研究開発室、国際室、リスク分析総括課、フィンテック参事室（イノベーション推進室、暗号資産モニタリング室、資金決済モニタリング室、金融サービス仲介業室、電子決済等代行業室）、ITサイバー・経済安全保障監理官室</p> <p>企画市場局 信用制度参事官室、市場課、企業開示課</p> <p>監督局 総務課、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、郵便貯金・保険監督参事官室、証券課、保険課</p>
--------------	---

<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和6年6月</p>
-----------------	---------------

令和5年度 実績評価書

金融庁令5(横断的施策-2)

施策名	サステナブルファイナンスの推進
施策の概要	サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等を促す。
達成すべき目標	サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う
目標設定の考え方・根拠	<p>気候変動、少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（5年6月16日閣議決定） ・成長戦略等のフォローアップ（5年6月16日閣議決定） ・サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書（5年6月30日公表）

測定指標	
指標① [主要]企業開示の充実	【達成】
5年度目標	サステナビリティ開示の充実
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2023」を公表しました（5年12月公表、6年3月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティ等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（6年3月）。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー等を実施しました。【再掲（施策Ⅲ-2）】 ・国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1基準）及び気候関連開示基準（S2基準）が5年6月に最終化されたことを受け、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）をはじめとする関係者と連携し、我が国のサステナビリティ関連情報が国際的な比較可能性をもち、資本市場から

	<p>の信頼が得られるものとなるように取組を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的資本に関するサステナビリティ開示基準の整備や、サステナビリティ情報に対する第三者による保証等の国際的な基準開発の議論に積極的に参画・貢献するとともに、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた保証のあり方について、国際的な議論を踏まえ、検討を進めました。 ・金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を開始しました。【再掲（施策Ⅲ-2）】 ・諸外国におけるサステナビリティ情報等の開示・保証の動向について委託調査を実施しました。【再掲（施策Ⅲ-2）】 	
指標② [主要]市場機能の発揮		【達成】
5年度目標	データ基盤の整備、ESG評価の透明性・実効性の確保等	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・4年12月に策定した「ESG評価・データ提供機関向けの行動規範」の適用への賛同を呼びかけるとともに、受入れを表明した評価機関等のリストを公表しました。 ・本邦市場でのGX・サステナビリティ投資商品のあり方について、関係者が対話を通じて基本的な認識共有を図ることを目的に、5年12月、「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を設置しました。 	
指標③ [主要]金融機関の投融资先支援とリスク管理		【達成】
5年度目標	アジアにおけるGX投資の推進、トランジションファイナンスの国際発信等	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・5年6月、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」での議論を踏まえ、ネットゼロに向けた金融機関等の取組に関する提言（ガイド）として、報告書を公表しました。 ・ファイナンスド・エミッションや削減貢献量等の指標のあり方を含む移行計画の策定・実施に係る実践的論点につき議論を進め、積極的に国際発信を行いました。 ・金融庁、経済産業省、環境省が主催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」にて取りまとめた「トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス～資金調達者とのより良い対話に向けて～（案）」について、パブリックコメントにていただいた意見も踏まえ、5年6月、最終化しました。 ・5年10月、金融庁、経済産業省、環境省が主催の「官民でトランジショ 	

	<p>ン・ファイナンスを推進するためのファイナンスド・エミッションに関するサブワーキング」において、「ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方について」をとりまとめ、公表しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅・中小企業の脱炭素を含む地域でのGX投資を促すため、地域金融機関、地方公共団体、地域企業等を含む多様な関係者が連携した面的な取組を支援しました。 ・6年3月、世界全体のGX実現に向け、地理的結びつきが強いアジアのGX投資を推進するため、官民関係者が参画する協議体「アジアGXコンソーシアム」のキックオフ会合を開催しました。 	
指標④ [主要]その他の横断的課題		【達成】
5年度目標	インパクト投資の推進、専門人材育成等	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・インパクト投資に関する共通理解の醸成・浸透を図るため、インパクト投資に関する基本的な考え方を示した「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を公表しました（6年3月）。 ・投資家・金融機関、企業、関係省庁等の幅広い関係者が協働・対話を図る場として「インパクトコンソーシアム」を設置しました（5年11月）。 	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	<p>【判断根拠】 改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）を踏まえた対応を行う等、企業におけるサステナビリティ情報開示の充実を図りました（測定指標①）。また、「ESG評価・データ提供機関向けの行動規範」の適用への賛同を呼びかけ、受入れを表明した評価機関等のリストを公表したほか、本邦市場でのGX・サステナビリティ投資商品のあり方について、関係者の認識共有を図る「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を設置した（測定指標②）。加えて、金融機関の移行戦略と進捗を理解・促進させるため、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組に関する検討会報告書」として、ネットゼロに向けた金融機関等の取組に関する提言（ガイド）を公表した。加えて、官民関係者が参画する協議体「アジアGXコンソーシアム」のキックオフ会合を開催し、アジアにおけるトランジション・ファイナンスの具体的手法の形成や案件組成につなげるための枠組みを設置した（指標③）横断的施策については、インパクト投資の推進に向け、基本的な考え方を示す「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を公表したほか、幅広い関係者が協働・対話を図る場として「インパクトコンソーシアム」を設置しました（測定指標④）。</p>

	<p>上記の結果のとおり、主要な測定指標において目標を達成することが出来ましたので、「A」としました。引き続き、ESG市場の透明性向上、金融機関による脱炭素への取組の強化、インパクト投資の促進等、サステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めてまいります。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 国際動向も踏まえつつ、気候変動をはじめとした環境・社会の課題への対応において金融の役割への期待が高まっており、日本のサステナブルファイナンス推進に向けて対応を更に進める必要があると考えています。</p>
	<p>【効率性】 サステナブルファイナンスの推進に係る取組については、検討会等での議論を整理し、関係省庁と密接に連携を図ることで効率的な業務実施を行いました。</p>
	<p>【有効性】 サステナブルファイナンスの推進は、金融を通じて社会経済の解決を促すことで、わが国経済の持続可能性向上に有効であると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 経済社会の持続可能性確保に向けた取組の重要性は高まっており、サステナブルファイナンスについて一層の推進が必要です。</p>
	<p>【施策】 サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実を図り、投資商品のあり方についての議論を進め、金融機関等・投資家と企業等との有効な対話の方法等について議論を深めるなど、包括的に施策を進めていきます。</p>
	<p>【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じ指標の見直しを検討します。</p>

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 企業のサステナビリティ開示の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）コンソーシアム等の活動を通じ、TCFD開示に関する国内の企業・投資家間の対話の促進を支援するとともに、日本の取組をベストプラクティスとして国際的に発信しました。 ・東京証券取引所において4年4月に発足したプライム市場の上場企業に対して、コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づき、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組み又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を求めました。 ・改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2023」を公表しました（5年12月公表、6年3月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並び

にサステナビリティ等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（6年3月）。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー等を実施しました。

- ・国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のサステナビリティ開示基準設定に対し、SSBJ等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。【再掲（施策Ⅲ-2）】
- ・具体的には、今後、ISSBが検討を行う予定の気候以外のサステナビリティ項目の基準設定においては、人的資本に対するサステナビリティ開示基準の設定など、我が国の意見が反映されるよう、ISSBの次期優先アジェンダを決定するための情報要請の市中協議において、コメントレターを提出する等、ISSBに積極的に働きかけました。【再掲（施策Ⅲ-2）】
- ・5年度当初予算において、国際的なサステナビリティ基準の策定に関する質の高い情報の収集、我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、サステナビリティ報告に関する高度な専門知識を有する者に委託し、実施いたしました。【再掲（施策Ⅲ-2）】
- ・サステナビリティ情報に対する第三者による保証について、国際的な基準開発の議論が進む中、我が国関係者と連携して、国際基準を開発している国際監査・保証基準審議会（IAASB）に対して、IAASB副議長らを招いたIAASBの国際サステナビリティ保証基準に関する地域ラウンドテーブルの開催等を通じた意見発信を行いました。また、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた国内の保証のあり方についても、国際的な議論を踏まえた検討を開始しました。【再掲（施策Ⅲ-2）】

② GXの実現に向けた産業・金融の対話の促進

- ・5年6月、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組に関する検討会」での議論を踏まえ、ネットゼロに向けた金融機関等の取組に関する提言（ガイド）として、報告書を公表しました。
- ・ファイナンスド・エミッションや削減貢献量等の指標のあり方を含む移行計画の策定・実施に係る実践的論点につき議論を進め、積極的に国際発信を行いました。
- ・金融庁、経済産業省、環境省が主催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」にて取りまとめた「トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス～資金調達者とのより良い対話に向けて～（案）」について、パブリックコメントにていただいた意見も踏まえ、5年6月、最終化しました。
- ・5年10月、金融庁、経済産業省、環境省が主催の「官民でトランジション・ファイナンスを推進するためのファイナンスド・エミッションに関するサブワーキング」において、「ファイナンスド・エミッションの課題

	<p>解決に向けた考え方について」をとりまとめ、公表しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅・中小企業の脱炭素を含む地域でのGX投融資を促すため、地域金融機関、地方公共団体、地域企業等を含む多様な関係者が連携した面的な取組を支援しました。 ・6年3月、世界全体のGX実現に向け、地理的結びつきが強いアジアのGX投資を推進するため、官民関係者が参画する協議体「アジアGXコンソーシアム」のキックオフ会合を開催しました。
③ サステナビリティデータの集約	<ul style="list-style-type: none"> ・4年12月に策定した「ESG評価・データ提供機関向けの行動規範」の適用への賛同を呼びかけるとともに、受入れを表明したデータ提供機関等のリストを公表しました。
④ インパクト投資の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・インパクト投資に関する共通理解の醸成・浸透を図るため、インパクト投資に関する基本的な考え方を示した「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を公表しました（6年3月）。 ・投資家・金融機関、企業、関係省庁等の幅広い関係者が協働・対話を図る場として「インパクトコンソーシアム」を設置しました（5年11月）。
⑤ ESG投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦市場でのGX・サステナビリティ投資商品のあり方について、関係者が対話を通じて基本的な認識共有を図ることを目的に、5年12月、「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を設置しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	18	54	38	31
		補正予算	110	125	147	-
		繰越等	-	-		
		合 計	128	179		
執行額（百万円）		123	169			

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナブルファイナンス有識者会議 https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/index.html 【測定指標①】 ・「記述情報の開示の好事例集 2023」（5年12月27日公表、6年3月8日最終更新） https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231227.html
---------------------------	--

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240308.html>

- ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和6年度）（6年3月29日公表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-9/20240329.html>

【測定指標②】

- ・「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストの公表について（5年12月31日時点）

https://www.fsa.go.jp/singi/esg_hyouka/list.html

- ・サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ

<https://www.fsa.go.jp/singi/dialogue/index.html>

【測定指標③】

- ・「トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス～資金調達者とのより良い対話に向けて～」の確定について（5年6月16日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230616.html>

- ・「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」の公表について（5年6月27日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230627.html>

- ・ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方について（5年10月2日）

https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231002_2.html

- ・「アジアGXコンソーシアム」キックオフ会合の様態について（6年3月15日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240315-2.html>

【測定指標④】

- ・「インパクトコンソーシアム」の設立発起について（5年11月22日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231122.html>

- ・「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」の公表について（6年3月29日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240329.html>

担当部局名	総合政策局 総合政策課、総務課国際室 企画市場局 企業開示課
-------	---

政策評価実施時期	令和6年6月
----------	--------

令和5年度 実績評価書

金融庁令5(横断的施策-3)

施策名	業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
施策の概要	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナへの対応として、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。</p> <p>また、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、サイバーセキュリティの強化を促していく。</p> <p>更に、金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、未然防止策を尽くしてもなお中断が起りうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）を確保するため、金融機関と対話を行い、ベストプラクティスの探求を促していく。</p>
達成すべき目標	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること</p> <p>金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。</p> <p>東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。</p> <p>また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自</p>

然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という。）等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。なお、令和3年4月1日からは、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を自然災害被災者債務整理ガイドラインに統合し、同ガイドラインにおいて引き続き支援を実施していく。

コロナへの対応については、自然災害被災者債務整理ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（以下「コロナ特則」という。）により、コロナの影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主の生活や事業の再建のための債務整理支援を実施していく。

更に、サイバー攻撃の巧妙化等により、サイバーリスクは金融機関にとって重要課題の1つとなっていることを踏まえ、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、サイバーセキュリティの強化を促していく。

このほか、決済機能をはじめとする金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、システム障害、感染症、自然災害などの事象の発生により、未然防止策を尽くしてもなお中断が起りうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）を確保することが重要であり、金融機関と対話を行い、ベストプラクティスの探求を促していく。

【根拠】

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針
- ・ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日）
- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25年6月7日閣議決定）
- ・ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26年3月28日閣議決定）
- ・ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26年3月31日）
- ・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（27年3月31日閣議決定）
- ・ 30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ（30年8月2日）
- ・ 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（元年11月7日、2年7月30日）
- ・ 3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ（3年7月30日）
- ・ 4年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ（4年4月8日）

	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化基本計画（5年7月28日閣議決定） ・国土強靱化年次計画 2023（5年7月28日国土強靱化推進本部決定） ・2023 事務年度金融行政方針（5年8月29日）
--	---

測定指標					
指標①	<p>[主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組 【達成】</p> <table border="1"> <tr> <td>5年度目標</td> <td>「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施</td> </tr> <tr> <td>5年度実績</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画等に基づく訓練等により実効性を検証し、業務継続体制の確立を図る観点から、中央防災無線映像視聴設備の設置や衛星FAXの改修を行い情報収集体制の強化を図る等、必要な見直しを実施しました。 </td> </tr> </table>	5年度目標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施	5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画等に基づく訓練等により実効性を検証し、業務継続体制の確立を図る観点から、中央防災無線映像視聴設備の設置や衛星FAXの改修を行い情報収集体制の強化を図る等、必要な見直しを実施しました。
5年度目標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施				
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画等に基づく訓練等により実効性を検証し、業務継続体制の確立を図る観点から、中央防災無線映像視聴設備の設置や衛星FAXの改修を行い情報収集体制の強化を図る等、必要な見直しを実施しました。 				
指標②	<p>[主要] 災害等発生時に備えた訓練 【達成】</p> <table border="1"> <tr> <td>5年度目標</td> <td>金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施</td> </tr> <tr> <td>5年度実績</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・財務省や日本銀行と連携し、災害対策本部の設置・運営や情報伝達の訓練を実施し、実効性を検証するとともに、業務継続体制の改善を行いました。 ・また、これまでの取組で把握した課題等を踏まえた上で、代替庁舎における災害対策本部設置訓練、非常時の初動対応に係る非常時参集者向け訓練、非常時用の通信手段の使用訓練、徒歩参集訓練等を実施しました。 </td> </tr> </table>	5年度目標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施	5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省や日本銀行と連携し、災害対策本部の設置・運営や情報伝達の訓練を実施し、実効性を検証するとともに、業務継続体制の改善を行いました。 ・また、これまでの取組で把握した課題等を踏まえた上で、代替庁舎における災害対策本部設置訓練、非常時の初動対応に係る非常時参集者向け訓練、非常時用の通信手段の使用訓練、徒歩参集訓練等を実施しました。
5年度目標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施				
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省や日本銀行と連携し、災害対策本部の設置・運営や情報伝達の訓練を実施し、実効性を検証するとともに、業務継続体制の改善を行いました。 ・また、これまでの取組で把握した課題等を踏まえた上で、代替庁舎における災害対策本部設置訓練、非常時の初動対応に係る非常時参集者向け訓練、非常時用の通信手段の使用訓練、徒歩参集訓練等を実施しました。 				
指標③	<p>[主要] 業界横断の業務継続訓練の実施 【達成】</p> <table border="1"> <tr> <td>5年度目標</td> <td>訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>5年度実績</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・4年度に引き続き、5年9月1日（防災の日）に、全国銀行協会、銀行等と合同で業務継続訓練を実施しました。なお、5年度の訓練においては、財務省と合同での対策本部の設置、全対策本部構成員の参集訓練、通信手段制約下での被害状況報告訓練等を実施しました。 </td> </tr> </table>	5年度目標	訓練の実施	5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・4年度に引き続き、5年9月1日（防災の日）に、全国銀行協会、銀行等と合同で業務継続訓練を実施しました。なお、5年度の訓練においては、財務省と合同での対策本部の設置、全対策本部構成員の参集訓練、通信手段制約下での被害状況報告訓練等を実施しました。
5年度目標	訓練の実施				
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・4年度に引き続き、5年9月1日（防災の日）に、全国銀行協会、銀行等と合同で業務継続訓練を実施しました。なお、5年度の訓練においては、財務省と合同での対策本部の設置、全対策本部構成員の参集訓練、通信手段制約下での被害状況報告訓練等を実施しました。 				
指標④	<p>[主要] ディスカッション・ペーパー公表、国際的な議論への貢献 【達成】</p> <table border="1"> <tr> <td>5年度目標</td> <td>オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた論点整理、金融機関や有識者との対話継続</td> </tr> <tr> <td>5年度実績</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者目線に立った代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）の実効性確保に向けて、ディスカッション・ペーパーや監督指針に基づき、大手金融機関等の実態把握や対話を実施しました。 </td> </tr> </table>	5年度目標	オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた論点整理、金融機関や有識者との対話継続	5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者目線に立った代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）の実効性確保に向けて、ディスカッション・ペーパーや監督指針に基づき、大手金融機関等の実態把握や対話を実施しました。
5年度目標	オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた論点整理、金融機関や有識者との対話継続				
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者目線に立った代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）の実効性確保に向けて、ディスカッション・ペーパーや監督指針に基づき、大手金融機関等の実態把握や対話を実施しました。 				
指標⑤	<p>金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数 【達成】</p> <table border="1"> <tr> <td>5年度目標</td> <td>165社</td> </tr> <tr> <td>5年度実績</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を実施し、参加金 </td> </tr> </table>	5年度目標	165社	5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を実施し、参加金
5年度目標	165社				
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を実施し、参加金 				

		融機関に結果を還元しました。	
指標⑥	情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況		【達成】
	5年度目標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施	
	5年度実績	・金融庁・日本銀行において、地域金融機関・保険会社・証券会社等向けの点検票に基づく自己評価結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元することで、これらの金融機関の自主的なサイバーセキュリティの強化を促しました。	
指標⑦	金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施		【達成】
	5年度目標	金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表	
	5年度実績	・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表しました。	
指標⑧	自然災害被災者債務整理ガイドライン（コロナ特則含む）の運用支援		【達成】
	5年度目標	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報	
	5年度実績	・金融機関に対し、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の生活・事業再建の支援施策として、自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用を促しました。 ・本ガイドラインに基づく債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を行いました。 ・自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用促進に関し、政府広報オンラインによる周知や、令和6年能登半島地震の被災者に活用されるよう、金融機関等へのリーフレット配布による周知広報を実施しました。	
指標⑨	被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付		【達成】
	5年度目標	各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置	
	5年度実績	・5年度は、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるために、以下の専用ダイヤルを設置しました。 ・令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル（6年1月設置）	

評価結果

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>A（目標達成）</p> <p>【判断根拠】 上記測定指標に記載のとおり、全ての項目において目標を達成しており、大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立等、達成すべき目標に掲げた内容を満たしていることから、評価結果は「A」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保（以下「大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立等」という。）は、金融システムの維持において重要であるため、引き続き取組を行っていく必要があります。</p> <p>また、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害被災者債務整理ガイドライン」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促していく必要があります。</p> <p>【効率性】 施策の実施において、現状を把握・分析した上で、必要性に応じて取組を実施するなど、効率的に取組を行いました。</p> <p>【有効性】 大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立等に係る取組は、金融庁や金融機関における対策の実効性の向上に資するなど有効であると考えています。</p> <p>また、災害への対応については、自然災害による被災者の生活・事業の再建に一定の役割を果たしており、有効であると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立等について、金融庁や金融機関における対策の実効性の更なる向上等に向けて、これまでの取組の結果や金融を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、訓練・演習や金融機関との対話等の取組を継続的に実施する必要があります。</p> <p>また、災害への対応については、被害の状況等に応じて、自然災害による被災者の生活・事業の再建に資する取組を、適時適切に実施する必要があります。</p>

	<p>【 施 策 】 上記のとおり、これまでの取組の結果や金融を取り巻く環境の変化、被害の状況等を踏まえて、必要な取組を実施します。</p> <p>【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価

<p>① 災害等発生時における金融行政の継続性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画等について、業務継続体制の確立を図る観点から、実効性を検証し、中央防災無線映像視聴設備の設置や衛星FAXの改修を行い情報収集体制の強化を図る等、見直しを実施しました。 ・財務省や日本銀行と連携し、災害対策本部の設置・運営や情報伝達の訓練を実施し、対策の実効性の検証・向上を図るとともに、取組の改善を行いました。 ・また、これまでの取組で把握した課題等を踏まえた上で、代替庁舎における災害対策本部設置訓練、非常時の初動対応に係る非常時参集者向け訓練、非常時用の通信手段の使用訓練、徒歩参集訓練等を実施しました。
<p>② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全預金取扱金融機関の業務継続体制の整備状況等について確認を行い、取組が遅れている金融機関に対して、体制整備を促しました。こうしたモニタリングによって、預金取扱金融機関の業務継続体制の実効性の向上に寄与したものと考えています。 ・サイバーリスクが引き続き金融セクターのトップリスクの一つであることを踏まえ、金融機関の規模・特性に応じ、検査を含めたモニタリング等により、我が国金融セクターのサイバーセキュリティの強化を図りました。 ・メガバンクに対しては、サイバー攻撃の脅威動向及び海外大手金融機関における先進事例を参考に、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化、②サイバーレジリエンスの強化、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマに、日本銀行と連携して、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証しました。 ・地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認しました。 ・金融庁・日本銀行において、地域金融機関・保険会社・証券会社等向けの点検票に基づく自己評価結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元することで、これらの金融機関の自主的なサイバーセキュリティの強化を促しました。 ・G7サイバーエキスパートグループ（CEG）をはじめとする国際的な議論に引き続き参画し、サイバーセキュリティに関する先進事例及び課題について意見交換したとともに、サイバー攻撃に備えた主要国当局と

の連携の強化を図りました。

- ・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を実施し、参加金融機関に結果を還元しました。
- ・金融機関のサイバーレジリエンスを強化するため、金融機関において実施したTLPTの結果を収集・分析し、共通する課題及び好事例等を還元しました。
- ・利用者目線に立った代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）の実効性確保に向けて、国際的動向も踏まえつつ、金融機関や有識者と対話を行い、相互関連性の特定や必要な経営資源の確保といった課題について整理したディスカッション・ペーパーや監督指針を公表しました。また、同ディスカッション・ペーパーに基づき、大手金融機関等の実態把握や対話を行いました。

③ 災害への対応

[東日本大震災やそのほかの大規模震災や豪雨等の自然災害]

- ・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画等の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。
- ・被災地域における金融機関に対し、財務局等と日本銀行との連名による「金融上の措置要請」を発出し、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を行うよう促しました。
- ・住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援のため、被災地域の金融機関等に自然災害被災者債務整理ガイドラインのリーフレットを配布して周知広報を行うとともに、本ガイドラインに基づく債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を行いました。

[コロナへの対応]

- ・コロナの影響により既往債務の弁済が困難になった個人・個人事業主を対象としたコロナ特則について、政府広報オンラインによる周知広報を行うとともに、関係機関と連携し、生活や事業再建のための支援を行いました。

[新たな自然災害への対応]

- ・5年7月以降の大雨に係る災害などの自然災害への対応について、金融上の措置の要請を速やかに発出するなど適時的確に対応しました。
- ・6年能登半島地震では、自然災害債務整理ガイドラインの周知広報、金融機関に対する事業者等の資金繰り支援等の徹底等の要請を行うとともに、金融機関の営業情報など、被災者にとって有益と考えられる情報の公表等を行いました。また、被災した事業者の二重債務問題に対応するため、官民ファンドの設立に向けて関係者と調整を行いました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜及び豚熱の患畜が確認された都道府県内の関係金融機関等に対して、農家をはじめとする取引先の経営相談に丁寧かつ親身に応じることや、貸付条件の変更等の適切な融資対応に努めることなどについて要請しました。 ・こうした取組によって、東日本大震災やそのほかの大規模震災や豪雨等の自然災害による被災者の生活・事業の再建等に寄与したものと考えています。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	112	197	188	160
		補正予算	89	10	150	—
		繰越等	102	4		
		合計	303	210		
執行額(百万円)		265	184			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和6年6月17日～7月17日)
------------------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画(30年9月5日) ・2023事務年度金融行政方針(5年8月29日)
----------------------------------	---

担当部局名	総合政策局 総務課、リスク分析総括課 企画市場局 市場課 監督局 監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、証券課
--------------	---

政策評価実施時期	令和6年6月
-----------------	--------

令和5年度 実績評価書

金融庁令5(横断的施策-4)

施策名	その他の横断的施策
施策の概要	基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策-1（デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応）」、「横断的施策-2（サステナブルファイナンスの推進）」及び「横断的施策-3（業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応）」以外の施策の実施
達成すべき目標	基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策-1」、「横断的施策-2」及び「横断的施策-3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融行政の目標を実現するため、国際的なネットワークの強化やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化、規制・制度改革等の推進、事前確認制度の適切な運用、金融行政におけるITの活用、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的施策を実施する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）（平成24年2月策定） ・総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定） ・第4次対日相互審査報告書（3年8月30日公表） ・デジタル社会の実現に向けた重点計画（5年6月9日閣議決定） ・2023事務年度金融行政方針（5年8月29日）

測定指標		
指標①	[主要] 国際的なネットワークの強化	【達成】
5年度目標	国際的なネットワークの強化に取り組む	
5年度実績	・5年に議長国としてG7財務大臣・中央銀行総裁声明で金融分野の諸論点について取りまとめ、その後も関連する国際的な議論に貢献した。また、グローバル金融連携センター（GLOPAC）による研修や二国間金融協力の会議等を通じ、国際的なネットワーク構築の一層の強化を図りました。	
指標②	[主要] マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化	【達成】
5年度目標	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む	

5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・FATF第4次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン対策等を強化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化や有効性検証等に係る検討を行いました。 ・金融機関に対しては、リスクベースでのマネロン対策等に関する検査・モニタリングの実施や業界団体と連携した取組により、金融業界全体の対策の底上げを図りました。 ・取引時における制裁対象者等との照合や疑わしい取引の届出等の措置に係る金融機関等の履行体制を強化するため、マネロン対策等に係る共同システムの実用化に向けた取組を進めました。 ・為替取引分析業については、適切な審査・許可や監督を実施しました。 ・金融機関等の利用者に対しては、業界団体や関係省庁と連携した広報活動等を通じて、マネロン対策等に係る理解と協力を求めました。 ・「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(5年3月公表)等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を進めました。 ・FATF政策企画部会での、クロスボーダー送金の透明性向上に関する検討や、信託の実質的支配者に関するFATF基準改訂を踏まえたガイダンスの改訂等の作業において、共同議長国として主導的な役割を果たし、国際的なマネロン対策等の課題解決に貢献しました。 ・我が国議長下の5年G7財務大臣・中央銀行総裁声明で言及されている、FATFにおける暗号資産に関する取組(多くの法域で進捗が遅れが見られる勧告15の実施促進や、DeFiやP2P取引を含む新たなリスクへの対応)に関し、関連部会の共同議長国としてリードしました。 	
指標③ 規制・制度改革等の推進		【達成】
5年度目標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」(5年6月16日)等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を積極的に推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境の整備が、着実に推進したものと考えます。 	
指標④ 事前確認制度の適切な運用		【達成】
5年度目標	ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の受理から回答までの処理期間(ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター制度を利用した法令照会2件について、細則等で規定している処理期間内に回答を行いました。なお、一般的な法令解釈に係る書面照会手続を利用した法令照会については、回答実績はありません。 	
指標⑤ 金融行政におけるITの活用		【達成】
5年度目標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進(ガバメントソリューションサービス(GSS)への移行に向けた具体的な検討、各種プロジェク 	

	<p>トに対する監理体制の強化、デジタル人材の確保・育成の取組の推進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、マイナンバーカードによる認証対応等といった共通的な認証基盤との連携などの取組の推進 (マイナンバーカードによる認証対応のためのシステム整備等を行う) 金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改に向けた取組の推進 (次期システムの設計・開発を推進) 	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 4年9月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用 (金融庁LANシステムについて、業務サービスの利便性の向上及びセキュリティ対策の強靱化のため、ガバメントソリューションサービス (GSS) への移行に向けた具体的な検討等) や各種プロジェクトに対する監理体制の強化、デジタル人材の確保・育成の取組の推進等に取り組みました。また、政府機関等のための統一基準群 (5年度版) の改定に合わせ、金融庁情報セキュリティポリシーの内容を更新した他、ランサムウェア等、昨今のサイバー攻撃への対策手順を追加し、クラウド利用におけるISMAP/ISMAP-LIU制度を適用必須とする改定を行いました。また、メールアドレス認証の強化、サイバーハイジーンの徹底、サプライチェーンリスクへの対策をそれぞれ行いました。 金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、マイナンバーカードによる認証対応のためのシステム整備等の行政サービスの更なる利便性向上に資する取組を進めました。 金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、6年度に更改予定として、次期システムの設計・開発を着実に進めました。 	
指標⑥ 経済安全保障上の対応		【達成】
5年度目標	政令等の整備、関係機関との連携	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 経済安全保障推進法の円滑な制度開始 (6年5月) に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、5年4月に設置した「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話に努めました。 	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B (相当程度進展あり)</p> <p>【判断根拠】 アジア・新興国や先進国等との国際的なネットワーク強化等を行いました (測定指標①)。</p> <p>金融機関等のマネロン等対策の高度化に向けて、マネロン等対策に関する検査・監督などを実施しました (測定指標②)。</p> <p>経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、事業者との丁寧な対話に努めました。 (測定指標⑥)</p> <p>測定指標③④⑤についても、目標を達成するなど取組を進めることができました。</p> <p>上記の結果の通り、全ての測定指標において目標を達成する</p>

	<p>ことが出来ましたが、引き続きマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化等に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えられるよう、国際的な協調が必要と考えています。</p> <p>F A T F 第 4 次対日相互審査のフォローアップ及び第 5 次対日相互審査を見据えて、引き続きマネロン等対策の強化が必要と考えています。</p> <p>更に、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」を着実に推進することにより、効果的・効率的な行政運営の実現に向けて金融行政における I T の活用に継続して取り組んでいく必要があります。</p> <p>【効率性】 当局間での情報交換や問題意識の共有を、継続的かつ時宜を得て行ったことで、効率的な金融行政の遂行に貢献しました。</p> <p>新興国の金融監督当局者への研修は、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえており、効率的であると考えています。</p> <p>関係省庁との緊密な連携やマネロン等対策に関する検査・監督などは、金融機関等のマネロン等対策の改善に直接つながるものであり、効率的であったと考えます。</p> <p>「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、システム整備等を着実に推進したことは、金融行政にデジタル技術を積極的に活用し、公務の生産性を向上させるものであり、効率的であったと考えています。</p>
	<p>【有効性】 世界の金融システムの安定と発展に貢献する取組は、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に有効であると考えています。</p> <p>また、金融機関等に対し、マネロン等対策に関する検査・監督などを行うことは、我が国における金融業界のマネロン等対策の高度化に非常に有効であったと考えています。</p> <p>「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」を着実に推進することは、金融行政に I T を活用し、効果的・効率的な行政運営を実現するために有効であると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 国際的に協調した対応は、世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。</p> <p>また、新興国の金融技術支援や G L O P A C に取り組むことは、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や我が国との連携強化につながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。</p> <p>加えて、F A T F 第 4 次対日相互審査のフォローアップ及び第 5 次対日相互審査を見据えて、引き続きマネロン等対策の強化に取り組む必要があります。</p>

	<p>更に、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」を着実に推進することにより、効果的・効率的な行政運営の実現に向けた金融行政におけるITの活用に継続して取り組んでいく必要があります。</p> <p>【施策】 引き続き、国際的に協調した対応や世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。</p> <p>また、FATF第4次対日相互審査の指摘事項を踏まえ、引き続き、金融機関等のマネロン等対策に関する検査・監督を実施してまいります。</p> <p>加えて、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づく取組については、更なる推進等を図ってまいります。</p> <p>【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 国際的なネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・5年のG7では議長国として、金融分野の諸論点（暗号資産・ステーブルコイン、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンス、金融システムの強化）について、我が国の主要施策や経験を踏まえつつ、G7財務大臣・中央銀行総裁声明で取りまとめ、その後もこれらの課題に対する国際的な議論に貢献しました。 ・5年11月6日～10日開催の保険監督者国際機構（IAIS）東京総会について、開催国として国際資本基準（ICS）や自然災害に係るプロテクションギャップ等の議論を積極的に進めました。 ・アジア諸国等の当局者に対し、グローバル金融連携センター（GLOPAC）による研修や二国間金融協力の会議を通じ、ネットワーク構築の一層の強化を図りました。 ・6年3月にアジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムを開催するなど、各国当局との政策対話を進め、トランジション・ファイナンスに係るアジア諸国との連携の強化に取り組みました。 ・海外当局や要人との意見交換・面会、監督カレッジや危機管理グループの会合開催により各国当局との連携を強化しました。
② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・FATF第4次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン対策等を強化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化を行いました。また、金融機関のマネロン対策等に対する態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を行いました。 ・金融機関に対しては、リスクベースで、高リスク業態を中心にマネロン対策等に関する検査・モニタリングを実施したほか、地域別フォーラムの開催や業界団体と連携した勉強会等の実施により、金融業界全体の対策の底上げを図りました。 ・取引時における制裁対象者等との照合や疑わしい取引の届出等の措置に係る

	<p>金融機関等の履行体制を強化するため、マネロン対策等に係る共同システムの実用化に向けた取組を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替取引分析業については、許可申請のあった事業者に対し、適切な審査を実施したほか、許可事業者に対する監督を実施しました。 ・金融機関等の利用者に対しては、業界団体等や関係省庁と連携して継続的顧客管理に係る動画や法人向けチラシ・ポスターを作成する等、広報活動等を通じて、マネロン対策等に係る理解と協力を求めました。 ・「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(5年3月公表)等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を進めました。 ・FATF政策企画部会での、クロスボーダー送金の透明性向上に関する検討や、信託の実質的支配者に関するFATF基準改訂を踏まえたガイダンスの改訂等の作業において、共同議長国として主導的な役割を果たし、国際的なマネロン対策等の課題解決に貢献しました。 ・我が国議長下の5年G7財務大臣・中央銀行総裁声明で言及されている、FATFにおける暗号資産に関する取組(多くの法域で進捗が遅れが見られる勧告15の実施促進や、DeFiやP2P取引を含む新たなリスクへの対応)に関し、関連部会の共同議長国としてリードしました。 ・改正犯罪収益移転防止法の施行(6年4月)により、公認会計士等を含む法律・会計等専門家に係る取引時確認義務等が整備されることに伴い、「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しました(6年3月)。
<p>③ 規制・制度改革等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」(5年6月16日)等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を積極的に推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境の整備が、着実に推進したものと考えます。
<p>④ 事前確認制度の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口と担当課室の間で、適時適切に情報共有し進捗管理を行うことにより、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図りました。
<p>⑤ 金融行政におけるITの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4年9月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用(金融庁LANシステムについて、業務サービスの利便性の向上及びセキュリティ対策の強靱化のため、ガバメントソリューションサービス(GSS)への移行に向けた具体的な検討等)や各種プロジェクトに対する監理体制の強化、デジタル人材の確保・育成の取組の推進等に取り組みました。また、政府機関等のための統一基準群(5年度版)の改定に合わせ、金融庁情報セキュリティポリシーの内容を更新した他、ランサムウェア等、昨今のサイバー攻撃への対策手順を追加し、クラウド利用におけるISMAP/ISMAP-

	<p>LIU制度を適用必須とする改定を行いました。また、メールアドレス認証の強化、サイバーハイジーンの徹底、サプライチェーンリスクへの対策をそれぞれ行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、マイナンバーカードによる認証対応のためのシステム整備等の行政サービスの更なる利便性向上に資する取組を進めました。 ・金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、6年度に更改予定として、次期システムの設計・開発を着実に進めました。
⑥ 経済安全保障上の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・経済安全保障推進法の円滑な制度開始（6年5月）に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、5年4月に設置した「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話に努めました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	321	352	395	330
		補正予算	53	666	24	—
		繰越等	▲59	▲419		
		合 計	315	600		
執行額 (百万円)		196	320			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和6年6月17日～7月17日）
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G7 財務大臣・中央銀行総裁声明（2023年5月13日於：日本・新潟） https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/g7_20230513_1.pdf ・ 保険監督者国際機構（IAIS） https://www.iaisweb.org/ ・ GLOPAC特設ウェブサイト https://www.fsa.go.jp/en/glopac/index.html ・ アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムの開催について https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20240313/20240313.html <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融活動作業部会（FATF） https://www.fatf-gafi.org/en/home.html
---------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>総合政策局 総合政策課、国際室、情報化統括室、リスク分析総括課、金融犯罪対策室、IT サイバー・経済安全保障監理官室 企画市場局 総務課 監督局 総務課</p>
--------------	--

<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和 6 年 6 月</p>
-----------------	-------------------

令和5年度 実績評価書

金融庁令5(金融庁の行政運営・組織の改革-1)

施策名	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
施策の概要	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。
達成すべき目標	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上
目標設定の考え方・根拠	<p>金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面のガバナンス基本方針（平成30年7月4日） ・2023事務年度金融行政方針（令和5年8月29日）

測定指標	
指標①	【達成】
[主要]各種有識者会議の積極的活用	
5年度目標	有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議を1回開催し、有識者から頂いたご意見・ご提言について、各担当部署において施策の検討等に活用するなど、金融行政の参考としました。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。
指標②	【達成】
[主要]第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施	
5年度目標	内外からの意見等の金融行政への継続的かつ的確に反映
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価を5年10月～6年3月に実施しました。 ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート（自己評価）を6年1月に実施しました。
指標③	【達成】
[主要]実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備	
5年度目標	新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）に基づく、高粒度データの定期収集の段階的な開始、及び対象金融機関の拡大の

	検討	
5年度実績	・2022 事務年度に日本銀行と連携して実施した、新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）の実証実験結果を踏まえ、法人貸出明細等の高粒度データの定期収集を段階的に開始しました。	
指標④	[主要]金融システムの脆弱性等に係るデータ分析の深化と分析結果の可視化、ツール化	【達成】
5年度目標	金融機関との対話・モニタリングの高度化の検討	
5年度実績	・個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握する観点から、企業財務の動向、金融機関による金融機能の発揮状況、株式・先物市場の動向等の分析を深化・充実させました。また、こうした分析結果の可視化・ツール化を進めました。	
指標⑤	金融サービスの利用者から相談窓口寄せられた情報の多角的な分析と実態把握	【達成】
5年度目標	モニタリング部門への結果還元	
5年度実績	・利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、当該結果についてモニタリング部門へ還元して、深度あるモニタリング等に活用しました。	
指標⑥	[主要]データ分析における研修の実施・専門家による支援	【達成】
5年度目標	データ分析プロジェクトの質の向上	
5年度実績	・データ分析基礎研修の実施や、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組みました。	
指標⑦	金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数	【達成】
5年度目標	当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施	
5年度実績	・4億5,885万件	
指標⑧	金融庁公式X（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、いいね数。その他SNSでの情報発信強化	【達成】
5年度目標	当庁の施策等について、X等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施	
5年度実績	・フォロワー数：168,603 ・いいね数：24,068	
指標⑨	[主要]財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況	【達成】
5年度目標	財務局とのさらなる連携・協働の推進	
5年度実績	・モニタリング上の金融庁と財務局の連携・協働を深め、一体的・効果的な行政運営を推進するとともに、モニタリングのあり方について金融庁と財務局との間での率直な意見交換を更に進めることで、監督当局全体	

	<p>としての質の向上を図りました。証券検査をはじめとする市場監視の分野においても、財務局との連携・協働に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関の事業者支援やガバナンス・人的資本等の重要な課題について、地域経済の情勢・構造も含め、地域金融機関の置かれた状況を踏まえた深度ある対話を行い、その結果得られた知見や成果について、金融庁と財務局の間の共有を一層進めました。 ・金融庁と財務局が実施する各種会議について、事前に会議内容や開催方針等に関する意見交換を行うなど、引き続き、財務局と丁寧なコミュニケーションに努めました。 	
指標⑩	金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組【再掲（横断的施策－1）】	【達成】
5年度目標	アカデミアと連携したデータ分析の実施	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を実施しました。また、金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見の蓄積等を目的として、国立大学法人東京大学と連携協力に関する基本協定を締結しました。 	
参考指標		
指標①	「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・真に必要な業務にリソースを集中するため、業務の廃止を含めた業務見直し・効率化を引き続き実施しました。 ・管理職等によるマネジメントの実施状況について、多面的な評価・研修を行うなど、管理職等のマネジメント能力の向上につなげる取組を引き続き実施しました。 ・女性の活躍推進のため、女性の採用の拡大や女性の登用目標達成に向けた計画的育成に関する取組について、引き続き実施しました。 	
指標②	金融行政モニターへの意見申出件数	
5年度実績	・5年4月～6年3月：42件	
指標③	各種サポートデスクへの相談件数	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・F i n T e c hサポートデスク：278件 ・拠点開設サポートオフィス：126件 ・F i n T e c h実証実験ハブ：6件 	
指標④	意見申出制度への意見申出件数	
5年度実績	・0機関	
指標⑤	報道発表件数	
5年度実績	・618件	

指標⑥ 英語ワンストップサービスの対応件数

5年度実績 ・417件（4年度は740件）

評価結果

B（相当程度進展あり）

【判断根拠】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用しました（測定指標①、②）。

データ活用の高度化を進めていく観点から、高粒度データの収集・管理の枠組みの整備を検討したほか、金融機関からの徴求データと企業個社に関する外部データ等を組み合わせた分析を行うなど多面的な実態把握を推進し、こうした分析のツール化・可視化を通じたモニタリングの高度化等の検討を実施しました（測定指標②）

金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました（指標③、⑥）。

金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ、分かりやすい情報発信を行いました。

金融庁ウェブサイトに関しては、Japan Weeks、新しいNISA制度等、令和6年能登半島地震について、特設サイトを開設し、情報を入手しやすいようまとめました。その結果、特設サイトを含む金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、4億5,885万件（前年度比3.5%減）と昨年度とほぼ同水準となりました（測定指標⑦）。

金融庁公式Xでの投稿に関しては、原則、ウェブサイト公表と同時の投稿とする運用としたほか、一定期間開催するようなイベントについては、日々のイベントの告知や開催結果について毎日投稿を行うなどの工夫を施しました。海外向けの発信を要する施策については日英両アカウントから投稿を行いました。情報発信強化に向け、内閣府政府広報室主催のSNS研修に参加するなど、コンテンツ内容の見直しを行い、投稿内容の充実を図りました。結果として、フォロワー数は日英計168,603アカウント（同4.4%増）、いいね数は24,582件（同47.3%増）となり、より共感を得られやすい情報発信につながりました（測定指標

目標達成度合い
の測定結果

	<p>⑧)。 アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました（測定指標⑩）。</p> <p>上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政におけるデータ活用の高度化や金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 金融庁のガバナンスの改善のためには、引き続き、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映させつつ、金融行政のPDCAの実施に取り組む必要があると考えています。</p> <p>また、データに基づく政策立案機能の強化のため、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を進める必要があると考えています。</p> <p>【効率性】 金融庁のガバナンスの改善に向けて、庁内における検討・議論にとどまらず、有識者や外部からの意見等を積極的に受け入れ、施策の検討等に活用したことや、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を進めたことは、金融行政自体の効率性の向上にも資するものだと考えております。</p> <p>【有効性】 金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への導入等は、金融庁のガバナンスの改善に有効であると考えています。</p> <p>また、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組は、データに基づく政策立案機能の強化に有効であると考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、引き続き、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る必要があります。</p> <p>【施策】 有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する戦略的な広報に取り組んでいきます。また、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を推進します。また、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を推進します。更に、金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組について、引き続き具体的な取組を推進します。【再掲（横断的施策－</p>

	1)】
【測定指標】	全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価

①	<p>金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的実施し、会議での議論を金融行政に反映しました。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。 ・第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげました。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました。
②	<p>金融行政におけるデータ活用の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022 事務年度に日本銀行と連携して実施した、新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）の実証実験結果を踏まえ、法人貸出明細等の高粒度データの定期収集を段階的に開始しました。 ・個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握する観点から、企業財務の動向、金融機関による金融機能の発揮状況、株式・先物市場の動向等の分析を深化・充実させました。こうした分析結果を金融機関との対話・モニタリングに活用できるよう可視化・ツール化を進めました。 ・金融サービスの利用者から相談窓口寄せられた情報の多角的な分析を進め、その結果を適時にモニタリング等に活用しました。 ・研修の実施や専門家による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組みました。
③	<p>金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信強化と危機管理の観点から広報活動に戦略的に取り組む計画を策定しました。このうち、情報発信強化については、ウェブサイト公表と当庁公式Xの同時発信や、各施策や監督上の対応について、積極的にメディア向け勉強会を開催するなど、適時・適切な情報発信の充実に努めました。特に資産運用立国の取組については、事前・事後のメディア説明会や日本市場の魅力を発信し海外投資家等を呼び込むイベント（Japan Weeks）の開催など行いました。

- ・令和6年能登半島地震への対応について、地震発生翌日に財務局・日銀による「金融上の措置」を当庁ウェブサイトに掲載し周知に努めたほか、1月4日以降は震災特設ページを開設し、被災地の金融機関の状況や各種相談窓口に関する情報を掲載するほか、公式Xでの投稿も行い、タイムリーかつ、必要な方々が情報を入手しやすいよう工夫し、情報発信を行いました。さらに、内閣府政府広報室とも連携し、金融庁相談ダイヤルを案内するYahoo!バナー広告や、自然災害債務整理ガイドライン、生命保険・損害保険相談窓口を案内する新聞広告を行いました。
- ・Japan Weeks、資産運用立国、新しいNISA制度、Japan Fintech Week等、特に注目すべき施策やイベントについては、特設サイトを開設し、国民が情報を入手しやすいよう、情報発信を行いました。
- ・海外向けの発信を要する施策（資産運用立国実現プラン、サステナブルファイナンスの取組等）について、英語版の特設ページをタイムリーに開設、公式X（英語アカウント）からイベントの告知や開催結果の投稿、外国メディア向け勉強会といった情報発信を実施しました。
- ・金融庁職員の広報に関する情報発信力の向上を図るために民間企業から外部講師を招聘した勉強会を全庁職員向けに実施したほか、広報担当による職員向け説明会や、情報発信の都度の広報担当職員からの改善の声かけなど行いました。

④ 総合政策機能の強化

- ・5事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「2023事務年度金融行政方針」を策定しました。
- ・庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図りました。
 - ✓ 国民の安定的な資産形成の促進【再掲（施策Ⅱ-1）】
 - ✓ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備【再掲（施策Ⅱ-1）】
 - ✓ 国際金融センターの実現に向けた、新規参入支援の拡充等【再掲（施策Ⅲ-1）】
 - ✓ Web3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組【再掲（横断的施策-1）】
 - ✓ サステナブルファイナンスの推進【再掲（横断的施策-2）】
 - ✓ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化【再掲（横断的施策-4）】
 - ✓ 規制・制度改革等の推進【再掲（横断的施策-4）】
 - ✓ 金融行政におけるITの活用【再掲（横断的施策-4）】
 - ✓ 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）【再掲（組織改革-1）】

⑤ 決済インフラの高度化・効率化等

- ・金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用

	しつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました。【再掲（横断的施策-1）】
⑥ 財務局とのさらなる連携・協働の推進	・金融庁と財務局が実施する各種会議について、事前に会議内容や開催方針等に関する意見交換を行うなどの取組は、財務局とのさらなる連携・協働を推進する上で効果があったと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-	-	-
		合計	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和6年6月17日～7月17日）
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標⑧】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁公式X（日本語アカウント） (https://twitter.com/fsa_JAPAN) 金融庁公式X（英語アカウント） (https://twitter.com/JFSA_en) <p>【測定指標⑩】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人東京大学と連携協力に関する基本協定を締結（5年5月31日公表） 地域銀行における取締役会ジェンダー多様性の効果（5年8月29日公表）
---------------------------	---

担当部局名	<p>総合政策局 総合政策課、研究開発室、総務課、広報室、秘書課 リスク分析総括課</p> <p>企画市場局 総務課</p> <p>監督局 総務課</p> <p>証券取引等監視委員会事務局 総務課</p>
-------	--

政策評価実施時期	令和6年6月
----------	--------

令和5年度 実績評価書

金融庁令5(金融庁の行政運営・組織の改革-2)

<p>施策名</p>	<p>検査・監督の質の向上</p>
<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができていないか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができていないか)と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(30年6月29日) ・2023事務年度金融行政方針(令和5年8月29日)

<p>測定指標</p>	
<p>指標① [主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と</p>	<p>【達成】</p>

進め方」及び時々的重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況		
5年度目標	新しい考え方に沿った検査・監督の実践	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」(元年6月)について、環境変化に合わせた内容充実を図るため、金融機関との対話を通じて把握した直近の状況や新たにDXの考え方・着眼点などを盛り込み、5年6月に改訂を行いました。 ・金融機関で発生したシステム障害を対象として、各金融機関がシステムリスク管理に取り組んでいく上で参考になる障害傾向・事例を取りまとめて、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」(5年6月)を公表しました。 ・リスク性金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営に向けた取組状況について、販売会社との対話・モニタリングを通じて把握した仕組債や外貨建て一時払い保険等の販売・管理態勢などの課題を取りまとめて、「リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」(5年6月)を公表しました。 ・金融庁所管事業者のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の対応状況や金融庁の取組等について、金融機関等の態勢整備の参考としてもらうため、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」(5年6月)を公表しました。 ・有価証券運用のリスクテイク規模が大きい地域銀行を対象とした重点的なモニタリングにおける主な論点や把握した事例を取りまとめて、「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」(5年9月)を公表しました。 ・「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」(31年6月)の公表後のモニタリング結果を踏まえて、大手銀行グループの取組状況や課題認識を取りまとめて、「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート(中間報告)」(5年10月)を公表しました。 ・検査等の実施に当たっては、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を図るために、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行いました。 ・検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価を5年10月～6年3月に実施しました。【再掲(組織改革-1)】 ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート(自己評価)を6年1月に実施しました。 ・日本銀行との連携強化については、3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づいて、金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向け、引き続き、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取組を進めるとともに、その進捗について取りまとめた、「金 	

	<p>融庁・日本銀行における金融モニタリング業務の連携状況」、「データ一元化の進捗と今後の進め方」（5年6月）を公表しました。</p> <p>・モニタリング業務を行う職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修を新規で50本作成するなど、コンテンツのさらなる充実を図るとともに、モニタリング研修（夏期及び冬期）において、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催（夏期6講義、冬期4講義）するなど、組織的な人材育成プログラムを推進しました。また、モニタリング研修の実施に際して対面形式のほか、オンライン形式でも実施するなど、効果的・効率的な研修を実施しました。</p>
--	---

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組を進めてきました（測定指標①）。</p> <p>一方で、金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえて、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する必要があることから「B」としました。</p>
	<p>【必要性】 金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 検査・監督の方向性を明らかにする必要がある個別分野について、分野別の検査・監督の考え方と進め方やその時々重要な課題に関する今後の課題や着眼点等について整理・公表を行うことにより、効率的な取組を進めることができたと考えています。</p> <p>【有効性】 検査・監督の品質管理の仕組みの整備を進め、専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価を実施したほか、検査・監督の品質管理の観点から、金融庁職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート（自己評価）した結果、取組が有効的であったことを確認できたと考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていく必要があります。</p> <p>このため、金融機関と双方向の対話を行いながら、各分</p>

	<p>野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図り</p> <p>【施策】 つつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行い、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといったPDC Aサイクルを実践・定着していく必要があります。</p> <p>【測定指標】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていきます。</p> <p>次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 検査・監督の質の向上（モニタリングの在り方）	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（元年6月）について、環境変化に合わせた内容充実を図るため、金融機関との対話を通じて把握した直近の状況や新たにDXの考え方・着眼点などを盛り込み、5年6月に改訂を行いました。 ・金融機関で発生したシステム障害を対象として、各金融機関がシステムリスク管理に取り組んでいく上で参考になる障害傾向・事例を取りまとめて、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」（5年6月）を公表しました。 ・リスク性金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営に向けた取組状況について、販売会社との対話・モニタリングを通じて把握した仕組債や外貨建て一時払い保険等の販売・管理態勢などの課題を取りまとめて、「リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」（5年6月）を公表しました。 ・金融庁所管事業者のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の対応状況や金融庁の取組等について、金融機関等の態勢整備の参考としてもらうため、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（5年6月）を公表しました。 ・有価証券運用のリスクテイク規模が大きい地域銀行を対象とした重点的なモニタリングにおける主な論点や把握した事例を取りまとめて、「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」（5年9月）を公表しました。 ・「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」（31年6月）の公表後のモニタリング結果を踏まえて、大手銀行グループの取組状況や課題認識を取りまとめて、「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート（中間報告）」（5年10月）を公表しました。 ・検査等の実施に当たっては、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を図るために、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行いました。 ・検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価を5年10月～6年3月に実施しました。【再掲（組織改革-1）】

- ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート（自己評価）を6年1月に実施しました。
- ・日本銀行との連携強化については、3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づいて、金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向け、引き続き、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取組を進めるとともに、その進捗について取りまとめた、「金融庁・日本銀行における金融モニタリング業務の連携状況」、「データ一元化の進捗と今後の進め方」（5年6月）を公表しました。
- ・モニタリング業務を行う職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修を新規で50本作成するなど、コンテンツのさらなる充実を図るとともに、モニタリング研修（夏期及び冬期）において、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催（夏期6講義、冬期4講義）するなど、組織的な人材育成プログラムを推進しました。また、モニタリング研修の実施に際して対面形式のほか、オンライン形式でも実施するなど、効果的・効率的な研修を実施しました。
- ・以上の取組などにより「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践してきました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合計	-	-		
執行額(百万円)		-	-			

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和6年6月17日～7月17日）
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課
-------	-------------------

政策評価実施時期	令和6年6月
----------	--------

令和5年度 実績評価書

金融庁令5(金融庁の行政運営・組織の改革-3)

施策名	質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革
施策の概要	さらなる組織活性化に向けて、①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もがいきいきと働ける環境の整備などのための取組を継続・拡充する。
達成すべき目標	全ての職員の能力・素質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している。金融庁は、これまで自らの改革に取り組んできたが、求められる役割を適切に果たすため、金融行政を絶えず進化・深化させていくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁の改革について（平成30年7月4日） ・当面の人事基本方針（30年7月4日、令和4年3月28日改訂） ・2023事務年度金融行政方針（5年8月29日）

測定指標	
指標① [主要] 専門人材育成の取組状況	【達成】
5年度目標	専門人材育成の枠組みのさらなる整備
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門性向上に向け、個々の職員のキャリアプランについて人事・育成担当者と職員との対話を着実にを行うとともに、対話を通じて決定したキャリアパスの軸となる分野に応じた育成プログラムの実施を進めました。 ・現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保・育成に向けた対応策を実施するとともに、引き続き検討が必要な分野について議論を継続しました。そうした専門性育成の前提となる、金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良の検討を進めました。 ・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用的高度化を図るため、職員のニーズ・課題・レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進めました。
指標② [主要] 職員の主体性を重視した枠組みの活用状況	【達成】
5年度目標	職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備

5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、若手職員からの金融行政に関する政策提言の公募、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、継続して運営を行い、多くの職員が自由闊達に議論できる職場環境づくりを進めました。 ・政策立案に資するため、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者、海外当局者等からの有益な知見を得るべく、講演会や勉強会を開催するなど、積極的な取組を引き続き行いました。 ・職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内からポストの公募を行いました。 	
指標③ [主要]業務の合理化・効率化の取組状況		【達成】
5年度目標	業務のさらなる合理化・効率化	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・定型的な庶務業務の外部委託や、テレワークやオンライン会議を行いやすい環境の継続的な提供、RPA化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現に向けた取組を進めました。 ・金融庁LANシステムの刷新の検討など、安全かつ効率的な業務遂行のための情報システムの整備を進めました。 	
指標④ [主要]適切なマネジメントに向けた取組状況		【達成】
5年度目標	マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充	
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」しました。 ・360度評価や職員満足度調査等を継続的に実施するとともに、組織活性化に向けた各局の取組状況を金融庁内で随時共有しました。 ・マネジメント層に対しマネジメントの手がかりを提供するため、庁内広報誌でコラム『マネジメントの手がかり』を連載して情報発信しました。 	
参考指標		
指標① 職員満足度調査結果		
5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・5年12月～6年1月にかけて実施した職員満足度調査では、全体的な満足度のスコアは、4.10/5.00（前年度は4.05）でした。今後も定期的な検証を通じて組織としての課題を抽出し、さらなる改善につなげていきます。 	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	<p>【判断根拠】 金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを進化させていくため、専門人材育成の枠組みのさらなる整備（測定指標①）を行いました。また、全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高める取組として、職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備（測定指標②）や、業務のさらなる合理化・効率化（測定指標③）を行い、全ての測定指標で目標を達</p>

	成ることができたことから、「A」としました。
施策の分析	<p>【必要性】 金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化している中、金融庁に求められる役割も機能も時代に応じて変化しています。金融庁は、これまで自らの改革に取り組んできましたが、求められる役割を適切に果たすため、金融行政を絶えず進化・深化させていく必要があります。</p> <p>【効率性】 諸施策について、できるものから順次実行したうえで、効率的かつ有効な取組を進めています。</p> <p>【有効性】 諸施策の実効性が確保されるように不断の見直しを行っていきます。</p>
	<p>【今後の課題】 組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組む必要があります。</p> <p>【施策】 5年度に検討した施策について、できるものから順次取り組むとともに、既に実施した施策について、不十分な点があれば改め、さらなる改善につなげていきます。</p> <p>【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。</p>
	<p>【今後の課題・次期目標等への反映の方向性】</p>

主な事務事業の取組内容・評価	
① 職員の能力・資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門性向上に向け、個々の職員のキャリアプランについて人事・育成担当者と職員との対話を着実にを行うとともに、対話を通じて決定したキャリアパスの軸となる分野に応じた育成プログラムの実施を進めました。 ・現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保・育成に向けた対応策を実施するとともに、引き続き検討が必要な分野について議論を継続しました。そうした専門性育成の前提となる、金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良の検討を進めました。 ・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の高度化を図るため、職員のニーズ・課題・レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進めました。
② 職員の主体性・自主性の重視	

	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、若手職員からの金融行政に関する政策提言の公募、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、継続して運営を行い、多くの職員が自由闊達に議論できる職場環境づくりを進めました。 ・政策立案に資するため、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者、海外当局者等からの有益な知見を得るべく、講演会や勉強会を開催するなど、積極的な取組を引き続き行いました。 ・職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内からポストの公募を行いました。
③ 誰もが能力を発揮できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた取組を進めました。 ・定型的な庶務業務の外部委託や、テレワークやオンライン会議を行いやすい環境の継続的な提供、RPA化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現に向けた取組を進めました。 ・金融庁LANシステムの刷新の検討など、安全かつ効率的な業務遂行のための情報システムの整備を進めています。 ・幹部・課室長のマネジメント方針の職員への見える化や、360度評価、職員満足度調査等を実施するとともに、組織活性化に向けた取組状況を金融庁内で随時共有することや、マネジメントの手掛かりの提供等の支援を行いました。 ・若手を含めて各職員が一層納得感や、やりがいを感じられるよう、より働きやすい職場環境・望ましい組織文化のあり方をどう考えるかなど、庁内で積極的に対話を行うとともに、庁外からも様々な形で意見を聞き、新しい課題やその解決方法もの探求しながら改革を進めました。

施策の 予算額・執行額等		区 分		3年度	4年度	5年度	6年度
		予算の状 況 (百万 円)	当初予算	-	-	-	-
補正予算	-		-	-	-	-	
繰越等 合計	-		-	-	-	-	
執行額(百万円)		-	-	-	-	-	

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和6年6月17日～7月17日）
-----------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、情報化統括室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課
-------	---

政策評価実施時期	令和6年6月
----------	--------

(巻末参考) 金融庁における政策評価への取組み

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定(13年1月政策評価各府省連絡会議了承) 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定(13年3月28日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定(13年法律第86号) 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定(13年10月31日)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」(13年12月閣議決定) 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行(13年法律第86号) 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定(14年4月1日) 「事後評価の実施計画」(計画期間14年4月～6月末)策定(14年4月1日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」(計画期間14年7月～15年6月末)策定(14年8月6日)
9月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(14年9月13日)
11月		<ul style="list-style-type: none"> 「第1回政策評価に関する有識者会議」開催(14年11月12日)
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価(平成13年度実績評価)の実施、評価結果の公表(14年12月26日)
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(15年4月17日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2回政策評価に関する有識者会議」開催(15年6月12日)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
	する報告」(15年6月国会報告)	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(15年7月1日) ・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間15年7月～16年6月末)策定(15年7月1日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回政策評価に関する有識者会議」開催(15年8月5日) ・政策評価(平成14年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(15年8月29日)
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回政策評価に関する有識者会議」開催(16年4月21日) ・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(16年4月23日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(16年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5回政策評価に関する有識者会議」開催(16年6月18日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間16年7月～17年6月末)策定(16年7月7日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(16年7月7日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第6回政策評価に関する有識者会議」開催(16年8月5日) ・政策評価(平成15年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(16年8月31日)
17年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(17年4月27日)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(17年6月国会報告)	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第7回政策評価に関する有識者会議」開催(17年7月5日) ・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間17年7月～18年6月末)策定(17年7月26日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(17年7月26日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第8回政策評価に関する有識者会議」開催(17年8月9日) ・政策評価(平成16年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(17年8月31日)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する基本方針の改定について」(17年12月閣議決定) ・「政策評価の実施に関するガイドライン」(17年12月政策評価各府省連絡会議了承) 	
18年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(18年4月28日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(18年6月国会報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第9回政策評価に関する有識者会議」開催(18年6月20日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間18年7月～19年6月末)策定(18年7月10日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(18年7月10日)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 10 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年 8 月 3 日） ・政策評価（平成 17 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18 年 8 月 31 日）
19 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19 年 3 月閣議決定） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19 年 6 月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 11 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年 6 月 13 日） ・「平成 17 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19 年 6 月 14 日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 19 年 7 月～20 年 6 月末）策定（19 年 7 月 3 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19 年 7 月 3 日）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19 年 8 月政策評価各府省連絡会議了承） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 12 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年 8 月 2 日） ・政策評価（平成 18 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19 年 8 月 30 日）
20 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20 年 6 月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20 年 6 月 10 日） ・「第 13 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年 6 月 11 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間 20 年 7 月～24 年 3 月末）策定（20 年 7 月 3 日） ・「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 20 年 7 月～21 年 6 月末）策定（20 年 7 月 3 日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 14 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年 8 月 6 日） ・政策評価（平成 19 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20 年 8 月 29 日）
21 年 2 月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 15 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年 2 月 26 日）
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 21 年 4 月～22 年 3 月末）策定（21 年 3 月 31 日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21 年 5 月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21 年 5 月 22 日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 16 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年 8 月 5 日） ・政策評価（平成 20 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21 年 8 月 31 日）
22 年 3 月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 17 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年 3 月 17 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 22 年 4 月～23 年 3 月末）策定（22 年 3 月 31 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年 3 月 31 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（22年5月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22年5月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22年6月4日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22年8月24日） ・「第18回政策評価に関する有識者会議」開催（22年8月25日） ・政策評価（平成21年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22年8月31日） ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22年8月31日）
23年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23年6月17日） ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間23年4月～24年3月末）策定（23年6月24日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23年6月

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
		24日)
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第19回政策評価に関する有識者会議」開催(23年9月27日) ・政策評価(平成22年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(23年9月30日) ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」一部改正(23年9月30日)
24年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(24年3月政策評価各府省連絡会議了承) ・「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(24年3月政策評価各府省連絡会議了承) 	
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第20回政策評価に関する有識者会議」開催(24年5月21日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:24年4月~29年3月)策定(24年5月31日) ・「平成24年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:24年4月~25年3月)策定(24年5月31日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(24年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成22年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(24年6月8日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第21回政策評価に関する有識者会議」開催(24年8月10日)
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価(平成23年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(24年9月7日)
25年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の一部変更(25年4月政策評価各府省連絡会議了承) 	

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(25年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第22回政策評価に関する有識者会議」開催(25年6月7日) 「平成23年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(25年6月21日) 「平成25年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:25年4月~26年3月末)策定(25年6月28日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価(平成24年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(25年8月30日)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正(25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承) 	
26年5月		<ul style="list-style-type: none"> 「第23回政策評価に関する有識者会議」開催(26年5月30日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(26年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(26年6月13日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成26年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:26年4月~27年3月末)策定(26年7月1日公表)
8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価(平成25年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(26年8月29日)
27年3月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」の一部変更(27年3月閣議決定) 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(27年4月政策評価各府省連絡会議了承) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(27年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(27年6月12日) 「第24回政策評価に関する有識者会議」開催(27年6月29日)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価(平成26年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(27年8月31日公表) ・「平成27年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:27年4月~28年3月末)策定(27年8月31日公表)
28年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(28年5月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成26年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(28年5月20日)
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第25回政策評価に関する有識者会議」開催(28年6月8日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成28年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:28年4月~29年3月末)策定(28年8月12日公表) ・政策評価(平成27年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(28年8月31日公表)
29年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(29年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成27年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(29年6月23日) ・「第26回政策評価に関する有識者会議」開催(29年6月26日)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(29年7月政策評価各府省連絡会議了承) 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:29年4月~33年3月末)策定(29年8月1日公表) ・政策評価(平成28年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(29年8月31日公表)
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成29年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:29年4月~30年3月末)策定(29年12月15日公表)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
30年1月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（30年1月31日）
5月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（30年5月21日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（30年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成28年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（30年6月13日） 「政策評価に関する有識者会議」開催（30年6月22日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成29年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（30年7月17日公表）
9月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（30年9月13日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成30年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：30年4月～31年3月末）策定（30年12月3日公表）
31年2月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（31年2月15日）
元年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（元年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成29年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（元年6月10日） 「政策評価に関する有識者会議」開催（元年6月13日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（元年8月1日） 政策評価（平成30年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（元年8月30日公表）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 「令和元年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：平成31年4月～令和2年3月末）策定（元年12月24日公表）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
2年2月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（2年2月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（2年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成30年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（2年6月3日） 「政策評価に関する有識者会議」開催（2年6月23日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（令和元年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（2年9月17日公表）
11月		<ul style="list-style-type: none"> 「令和2年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：2年4月～3年3月末）策定（2年11月27日公表）
3年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（3年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「令和元年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（3年6月7日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（3年7月1日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：4年4月～9年3月末）策定（3年8月31日公表） 政策評価（令和2年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（3年8月31日公表）
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「令和3年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：3年4月～4年3月末）策定（3年10月29日公表）
4年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（4年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（4年6月1日） 「令和2年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（4年6月6日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
8月		・政策評価（令和3年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（8月31日公表）
11月		・「令和4年度金融庁政策評価実施計画」策定（11月22日公表）
5年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（3月28日） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正（3月31日） 	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（6月国会報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する有識者会議」開催（6月1日） ・「令和3年度政策評価結果の政策への反映状況」公表（6月7日）
8月		・政策評価（令和4年度実績評価等）の実施、評価結果の公表
12月		・「令和4年度金融庁政策評価実施計画」の策定（12月5日）
6年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正（3月15日） ・「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」策定（3月15日） 	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（6月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（6月4日）
7月		・「令和4年度政策評価結果の政策への反映状況」公表